

第三十八回 参議院内閣委員会會議録第十五号

昭和三十六年四月四日（火曜日）

午前十時四十四分開会

委員の異動

三月三十一日委員大泉寛三君辞任につき、その補欠として仲原善一君を議長において指名した。
四月一日委員仲原善一君辞任につき、その補欠として大泉寛三君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 吉江 勝保君
理事 石原幹市郎君
村山 道雄君
伊藤 頼道君
山本伊三郎君

委員

大泉 寛三君
下村 定君
中野 文門君
千葉 信君
鶴岡 哲夫君
松本治一郎君
横川 正市君
田畑 金光君

政府委員

総理府総務長官 藤枝 泉介君
総理府総務副長官 佐藤 朝生君
宮内庁次長 瓜生 順良君
皇室経済主管 小畑 忠君
科学技術庁長官官房長 島村 武久君
自治大臣官房長 柴田 護君

事務局側

常任委員 杉田正三郎君
会専門員

説明員

自治省行政 岸 昌君
局行政課長

本日の会議に付した案件

○総理府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
○皇室経済法施行法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（吉江勝保君） これより内閣委員会を開会いたします。
総理府設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。政府側より出席の方々は、藤枝総理府総務長官、佐藤総理府総務副長官、柴田自治大臣官房長、岸行政局行政課長、來正資源局計画課長でございます。御質疑のありの方は、順次御発言を願います。

○横川正市君 この総理府の今回設置される、二本ありますが、その二つ目の町名地番制度審議会の設置でありまして、すけれども、この設置の理由とすると、これは、私はわからないわけではないわけですが、非常に疑点に思ふのは、この方法で、はたして今の混乱をして、この町名地番等の改善ができるのかどうかという点なんです。もちろん、この審議会を作られて意見を聞くという事は、まあたびたび言うことなんです、きわめて消極的な方法であつて、要は、行政上の処置の勇断を待

たなければならぬ問題が非常に大きいのではないかというふうに考えるのですが、この点、一つお答えいただきたいと思ふのです。

○政府委員（柴田護君） お言葉のように、審議会を作るだけが可能であるとは思いません。ただ、この町名地番の問題は、御承知のように、もうこの一年以上問題になっておることでございまして、現に昭和三十五年におきましては、自治省といたしましては、実験都市を設けまして、実験をいたしたわけでございますけれども、その結果に徴しまして、その町名地番の整理という問題が、結局町名、町界の決定につきましては、地方自治法によりまして、市町村長の権限になっておりまして、一方地番の附定につきましては、不動産登記法の規定によりまして、これは登記所が行なつておるものでございまして、行政官庁といたしましては、二つの行政官庁の意思が一体でなければいかぬという問題が一つございまして、町名地番の整理によりまして、つまり現在の町名地番による住居地表示制度というものをどこまで続けていけるかどうか、あるいは欧米流に、町名地番制度によらずに、別の住居地表示制度というものを考えた方がいいかという大問題があるわけなんです。その二つの問題で、どちらの方法によつたらいいかといったような問題には、調べて実験をして参ります過程におきまして、町名地番によるのも一案で、その方法を推進するのでもいいけれ

ども、相当厄介な問題が前途に横たわつておる。それは、町名地番の整理に關連して、いろいろ住民の権利關係に深く入つていく問題が起るわけなんです。そこで、それらの問題の巻き起こす混乱というものを避けようとするれば、むしろそういう方法以外のもの、別の住居地表示制度というものを考える方がいいのじゃないかというような疑問もあるわけでありまして、その辺のところを十分御審議願つて、その結論を待つて、その決定に従つて、それぞれの所管において住居地表示制度を確立をいたしまして、町名地番の混乱からくる住民生活の混乱というものを避けるように持つていきたい、こういう方法がいいのじゃないかというように考えまして、審議会を作つて、識者の御意見を承りたい、こういう運びにしたいと思つたわけでございまして。

○横川正市君 いろいろ問題があるわけですが、東京の荒川と、それから埼玉の川越、官城の塩釜をモデル地区として実際にやつてみたわけですね。その結果、審議会を持つという事になったのですか。それとも、そのモデル地区をやつてみたけれども、実際上行政では簡単に手がつかないから、この際有識者の意見を聞きたいということになったのですか。どちらを選ばれたのですか。

○政府委員（柴田護君） 実験いたしました結果だけのことではございせんけれども、実験をしつつ、町名地番の整理促進ということを、今の町名地番

による住居地表示制度というものを存続していく建前で、いかにすれば安上がりで合理的にできるかということを実験をしていただけてございまして。しかしながら、その実験の過程において、なかなかこれは大へなことだといふ、いろいろ前途のネックといふ、困難が明らかになつてきたといふことが一点、それからまた、その制度をとつていくと、その混乱を起

こして、現在の町名地番による住居地表示制度というものを前提にしてやつていくよりか、むしろほかの住居地表示制度があれば、それによつた方がいいんじゃないだろうか、こういうような問題が新たに起つてきたわけでありまして、外国で申し上げますならば、外国では、町名地番による住居地表示制度はございせん、別に、家を中心にした地番制度といふもの、そういうものを考えておる。これによつた方が便利じゃないかというような問題もございまして、まあそれによりまして、場合においては、不動産の得喪關係につきましては、やはり現在の地番制度というものを置いておかなければいかぬ、これとの關係をどうするかといふたようなむずかしい問題もあるわけでございますので、その辺のところを慎重に検討していただきたい。検討することが必要だ。それには、まあ行政官庁の何が必要でございませうけれども、やはりその道の有識者に意見を聞くのが一番いいんじゃないか。基本的な制度でございまして、これは軽々に扱

うべきじゃなからう、こういう考え方に立ってわけでございます。

○横川正市君 私どもがちょっと考えただけでも、これは非常にむずかしい問題だと思ふのです。私はまあ一例を言へば、パリあたりの地図を見て、そしてフランス語も知らない私たちが行つても、番地を探すのが非常に楽なものです。それは、町と、それから家とに、それぞれ固有の記号が全部きまつておつて、そこはそれ一カ所しかないというようなきめ方をしているわけです。ところが、日本の場合には、町の発展も、それからその番地のつけ方も、もうその地区その地区の御都合でつけていったやつを雑然と並べてあるわけですから、これは一体有識者に聞いたら改善するものなのか、それとも、もっと別な観点から、たとえば都市計画とか、あるいは区画整理だとか、そういったものを整然と一回行なつて、そして何も金かけて家や道路を動かしたりつけたりする必要もないけれども、はっきりした都市計画の線にのつとつて新しい番地名というものを付けていくという根本的な方法も考えられないわけではないわけ、そういう荒削りなことをするとすれば、これはもう大へんな、時間の問題その他にぶつかつてくるというので、大へんな問題だと思ふわけですよ。そこで、その大へんな問題だということから、私たちが今一番逃げやすいのは、まず審議会に逃げるのが、一番いいということにならないかという点ですね。だから、それなら、もうすでに三地区のモデル・ケースで各地区をやつたわけだから、こういう案とかあつた案とかいふものがあつて、その案にのつとつて、ま

あ行政上で一番いいやつをとつていく、そうしてそれを実施していくというところがほんとうは勇断なんだと思ふんですがね。審議会にまあ逃げ込んで、しかもこれは期限は一年です。一年くらいでこれはちょっと私にはできないような気がするわけですが、その点は、実際に担当された柴田さんの方でどういふふうな持つていくつもりなのか。私は、この案を見たときに、率直に、審議会にいわば何か名案が出るだろつというふうな簡単なものではないというふうな思ふわけですがね。それはどういふふうな考えますか。

○政府委員(柴田謙君) お話のように、町作りを初めてからやり直して、そこで新たな表示制度をたてていくんだ、それが根本的な解決の方法ではないかというふうな御意見、ごもっともでございますが、ただ、現在の町名地番の混乱と申しますのは、混乱をしている地域もございまして、それから、そうでない地域も実はある。それから、町名地番といひましても、住居地表示制度が、住居地を表示するのに、純粋な意味で申し上げますならば、町名地番の制度によつていふ所と、いわゆる欧米流の方式によつていふ所とを考へられる所とあるわけでございますがね。団地で申し上げますならば、団地の住居地の表示といふのは、アパートの場合ですね、家屋番号でいっているわけでございます。これは、言うなれば、その場合の住居地表示制度といふものは、すでに町名地番にある程度よつておらないか、ということが言えるわけでございます。

そこで、現在の混乱をした地域を整理いたします場合は、従来の町名地番制度といふものをまず前提にして、これをどうしていくか、どう整理していくかという問題の考え方が一つでございます。この場合におきましては、要するに金の問題、幾らの金をどうするか。これは結局実測をやるわけでございます。ので、人手と、それから手間賃がかかると、そういうことになるわけでありまして、それに對しても、すでに混乱をした地番の、ことに新たな権利関係ができるわけでございますので、この権利関係にいろいろ問題が起つてくる。それをどうさばいていくかという問題があるわけでございます。そこで、まあそれを考えますと、なかなか現行制度を基礎にいたしまして、町名地番の混乱をいたしておりますところだけを対象にして、現在の町名地番制度を前提にしてやつて参りますにつきましても、相当の困難があるわけでございます。

そこで、まあその制度を捨てちゃつて、新たにそういう混乱した地帯だけに欧米流の表示制度をとるか、こういう問題が次に起つてくる。この場合には、じゃ全国を通じてやるかといふことが一つ。全国を通じてやる必要もないじゃないか。混乱している所だけやればいいじゃないか。そうならば、混乱している所だけをやる場合には、やはり権利の得喪関係は地番制度によらなくちゃいかん。そうすると、やはり基本的な制度がかえつて混乱をするという問題もあるわけでございますので、その辺の利害得喪をどう考へたらいいかという基本問題がありますので、その基本問題さえどうすべきだといふことが大体明らかになれば、あとはもうその基本方針に従つて、行政官庁としてそれぞれの役所が、それぞれの職分において全

力を尽くす、こういうことにならうかと思ふのでございます。ただ、その基本的な制度をどう考へるかという問題は、単に行政官庁だけの考え方では、一挙に導入するにはあまりに大きな問題ではないか。そこで、お話のように、都市計画関係の権威者を含めました委員会を作つて、そこで十分基本方針を練つてもらいたい、こんな気持なんでございます。

○横川正市君 まあ言つてしまへば、今までかたりべに伝えられてきた言ひ伝えを、記号的に町名の上に明白にしようとする仕事だから、それはまあ大へんな私は仕事だと思ふのです。そう言う私は自身も、今までの言ひ伝えを實際に生活に結びつけて、非常に複雑怪奇になつてきているということに頭が混乱するくらいですから、筋道を立てて、どうすればいいかということになれば、その審議会にたよるべきなのか、それとも行政機関の現実に仕事をやつている人たちの實際上の経験、行政上の経験から、こういったことについてはっきりした意見といふものを持つことがいいか。この点は、私は、考え方としては後者の方がいいと思ふのです。机上で幾ら論議してみても、實際に当たつてみたら、これは大へんな仕事になると思ふのです。町村合併なんか見ていても、それこそ親子まで分かれてけんかをするという問題まで起るわけですね。だから、その指導上の問題からいって、単に有識者の意見だけでは、これはどうにもならない問題があるのじゃないか。そうすれば、たとえばその地方で最も混乱している所の行政の担当者が、地域の人たちと寄り寄り

協議をして、最もいい方法といふのを見ていく。それには、いろいろな形とていうものがあると思ふのです。団地は団地でやつぱり生活しているわけですから、それから北海道でいへば、札幌とか旭川のように、基盤の目で、記号でもって全部わかるようになっていくわけですね。それがいいかは、その地域その地域で私は違つてくると思ふのです。一律じゃなくて、千差万別だと思ふのです。その中でも幾つかの方式といふものがあるわけですから、その幾つかの方式をあわせていって、その地域の担当者が實際にやるということであつて、審議会にたよつてこれができるかは、私はちょっと考えられないわけですが、まあ前の自治大臣もいふわけですがね。これは、審議会にたよるといふのは、僕は毎回言うのだけれども、非常に消極的な方法だと思ふのです。格好は、だから、そういうことでは、ちょっとわれわれの想定をする、現実の問題は混乱をきつてい

いるのだから、それでは一体解決したいという気持ちを私たちは持つていけるわけですね。そういうふうな意欲を持つていて、解決の方法は一体何があつかうしたら、審議会じゃ私はないというふうな思ふわけですがね。この点はどうですか。

○政府委員(柴田謙君) 整理の具体的な問題だけを頭に置いて考へると、私はおつしやる通りだと思ひます。ただ、先ほど来申し上げておりますように、整理の具体的な方法を越えた問題、つまり住居地表示制度をどうするかという問題もこれにまつてきたわけでありまして、やはりそういう制度

の基本問題に関するものを行政官庁のワク内で処理するということは、かなり問題がありはせぬか。そこで、議者の御意見を十分承って踏み切りたいと、こういう気持を持っていてるわけでございます。

○横川正市君 この審議会の今までの委員の任命やその構成を見ていて、それから会議の形態を見ていて、おそらくこれの場合にもそう変わらないんじゃないかと思うのですがね。委員は十五名内外ですね。それから、この会議の実際の運営なんかも、それほど毎日々々丹当を持っていて検討するという会議でもなさそうだしね。だから、そういうふうに見ると、官房長が期待するようなものはあなたの頭の中にすでにあるんじゃないかと、それを、あんまりむずかしいから審議会に逃げ込んでしまふんじゃないかと、私もには疑われるわけですがね。ないんですか、何も。そういう今審議会にたよって、この程度の結論は出るだろうと、それならば審議会の答申でもあるからというので、それをバックにして一つこれをやろうとか、しかし、まあバックになるならぬまでも、実際にあなたの頭の中にある程度のものであって、私はこういったものが一つ考えられるのじゃないかと思うのですがね。

○説明員(岸昌君) ただいまの御質問

の点は、参議院地方行政委員会の御決議ではないかと存じますが……

○横川正市君 ああ、参議院の地方行政委員会ですね。

○説明員(岸昌君) これにつきまして、世上、町名地番整理が非常に重大な関心となつて参りましたことにかんがみまして、当時の地方行政委員会におきまして、やはりこの問題が重大であるということをお指摘になりました。当時法務大臣、自治大臣、をお招きになりまして、それぞれ両省の考えをお聞きになりました。双方とも非常に、たゞいま御指摘のようないろいろな困難な問題があるけれども、ぜひこれをやりたい、こういうお答えがございました。その趣旨に沿って、こういう審議会を設けて推進をはかる、こういう御趣旨でなされたように記憶しております。

○横川正市君 まあ決議の方はわかったわけですが、官房長としては、審議会に白紙委任するわけですか。それとも、何らかの案を持ち込んで審議するわけですか。

○政府委員(柴田護君) いずれ町名地番の混乱の現状の説明なりから始めるわけですが、事務的に考えましたいろいろな問題を明らかにするという手順で進められることと考へます。先ほど、何か案があるのじゃないかというお話がございましたが、別段、現在のところは案を持っておりません。先ほど来申し上げておりますように、現在の町名地番というもののによる住居地表示制度というものを基礎にして、その混乱したものを解消していくと、こういう手順であくまでも進めていくべきかどうかといった場合には、こういう

混乱問題が起ってくる、この問題をどう片づけるかという問題で申し上げますと、不動産を中心とする権利関係に及ぼす影響、これをどう解決していくかという大問題がある。その問題とかりに正面から取組んでいっても、なおかつ、現在の町名地番による住居地表示制度を基礎にしながら整理していく方針をとつたらいいか、あるいは、むしろ地番によらない別の、先ほど来お話のありました、欧米流の方式というものを思い切つてとつたらどうかという問題があるわけでございます。

○横川正市君 そこで、この一年という設置期限ですね。それから、委員は十五名内外になると思うのですが、この委員の任命と、それから設置期限の一年というのは、あなたの方ではいさう議論したけれども、甲論乙駁で、どうも案らしいものまでもできないという、そういう困難な問題とあわせて、妥当な委員会の持ち方かどうかという問題もあるわけですが、私は、実際は、こんなものならば持たぬ方がいいというふうにも思つておるわけですが、それで、あなたの方で今甲論乙駁しているものを何とかとめていって、そうして一つの案というものをやる。そうしてそれができた結果、それが非常にお役所仕事で非難を受けることになるのか、それとも、非常に住民の権利義務

までそこなうことになるのか、いろいろな問題が出たときに初めてそれはどうするかということに議論する場所というものを作つていいんじゃないかと、いうふうにも思つておるわけですがね。

○政府委員(柴田護君) 私の御説明が少し舌足らずかもしれないんですが、これにつきまして、先ほど来申し上げましたような基本的な問題がある。その基本的な問題をむしろ中心として意見を聞くと、こういうところに重点を置きたい。技術的な問題といたしましては、現在の町名地番による住居地表示制度を基礎にいたしていきまふ限りには、技術的な方法論というものは、ある程度のもは私たちが持つておるわけでございます。それから、新しい表示制度をとるとかという問題も、この場合にはどうするかという問題も、この場合にはどうするかという程度の場合は持つております。ただ、その場合に、混乱を避けるためにはどういう配慮が必要とか、どうしたらいいかという問題が残るわけでございます。そういうところを中心に御審議をお願いいたしたい。そうすれば、一年もあれば十分

だというふうにも考えておるわけでありまふ。かたがた町名地番の問題を御指摘されて、早く解消しろという御意見が出ましたから、実は現に実験も進んでおります。一日も早く結論に達して実施をしたい。という御気持から一年、それでは大体できるのじゃないか、かように考える次第でございます。

○横川正市君 私は、このモデル地区の荒川とか川越とか塩釜を選んだのは、それぞれ特徴があるから選んだのだらうと思うのですが、これは、地区を指定してこの改善策を実験した結果について、何か資料みたいなもので提示できますか。

○説明員(岸昌君) この三カ所におきます町名、町界の整理、地番の附定、一応この二つに分けて私どもは作業をいたしておりますが、町名、町界の整理は、荒川区と塩釜市は昨年の十二月に終わつております。それから、川越市はここの一月に終わつております。地番の附定の方が、川越市が三月一日に終わります。三月一日から新しい地番に入っておりますが、あとの二区市におきましては、目下地番附定の作業中でございます。これは、完了次第地元から詳細な資料を取るようになっておりますので、集まり次第御提示できると思ひます。

○横川正市君 まあ私は、実際問題としては必要だけれども、不便であつても、それほど日常の生活に支障を来たさないというところで放任をされてゐることから、非常に大きな損失を来しているという点は、率直にこれは認めなければならぬと思ひますし、それからもう一つは、私たち自身この問題にぶつかつて、非常にまあ迷惑をこう

むったり、あるいは大きな時間のロス
を来したりすることがあるわけだ
が、この点からも、整然とすること
を希望するわけだ。しかし、危惧され
る、先ほどから指摘されたような問題
が、これが危惧であつて、実際は着々
とそれが成果が上がつていくという
ならば、それはそれでいいと思うので
ありますけれども、ただ、何としても
この審議会にたよるといふことが、行
政運営についてあまりにも多過ぎるの
です。ほかにたくさんあるわけだ
すが、そういう点でも、責任ある
行政という立場から問題点というもの
を解決するという立場をとるべきじゃ
ないか、こういうふうな考えますの
で、ひとまず私は質問をこれで終わ
りますが、その点、十分一留意をして
運営に当たつていただきたい。なお、
他の質問がある中でまた質問を再開
するかも知れませんが、一応私は留保
をいたします。

○伊藤道雄 総務長官を中心に、審
議会について二、三お伺いしたいと思
います。

今の横川委員の質問に関連して、私
も、特にこの町名地番整理の審議会に
ついては、一カ年くらいの審議期間で
は、とうていこの複雑な審議会の調査
審議は完了しないというふうに一応考
えられるのですが、ここで、いや、そ
ういふことは、一カ年でいい、その
結論を出し得る、こういう確信がある
のかどうか。昨年運輸省の自動車審議
会の設置期間は一年であつたわけ
です。そこで、当委員会でも、一
年じゃ無理だ、そういうことについて
追及したわけですが、運輸省当局とし
ては、りっぱに一年でやっていけま

す。しかし、一年たつたら、さつそく
さらに一年延長してほしいと、そうい
うふうな態度を変えてしまつたわけ
です。そこで、お伺いしたいのは、この審
議会についても、ほんとうは総理府と
しては二年くらい、あるいはそれ以上
期間を持ちたいのだが、結論としてい
ろいろ、特に大蔵省の事務当局は、立
場予算の関係をあつて、なるべく審
議期間を短く短縮しようという、そう
いう態度を持ち続けてきておられるわ
けです。その大蔵事務当局のそういう主張
に屈服して、遺憾ながら一年にしたの
ではないか、ほんとうに総理府とし
て、理論的に考へて一年で十分で足れ
りとしたのか、もし後者であるとした
ら、ここで確約できるのですか。そう
いう確信があつて一年ということであ
るならば、その点をはつきりさして
いただきたいと思ひます。

○政府委員(藤枝泉介君) 各種の総理
府に設置されます審議会、調査会等に
ついて期限がある。しかも、それが一
応の期限を持っておられるけれども、何
かの拍子にまた延ばすということがある
し、あるいはないかという御指摘で
ございまして、まさにそういうことが
繰り返されることは、非常に遺憾なこ
とであります。最初に予定したその期
間に十分な審議を願つて、結論を出し
ていただくことが妥当なことと思ひま
すので、今後ともそういう点について
十分留意をいたしたいと思ひます。

また、現在、この町名地番制度の審議会
につきましても、ここにも、法律案の
中にもございまして、「町名地番制
度に関する重要事項」と申しております
が、先ほど来自治省からお答え申し
上げましたように、その根本方針をき
めていただく、しかも、ある程度行政
的に調査が進んで、ただその方向を、
どっちをとることが妥当であろうか、
いろいろな問題点をあげて、こちらを
とればこういう問題がある、こちらを
とればこういう問題があるというよう
な点は、すでに行政当局において調査
をしておられるわけだ。それについて、
根本的にどうの方針をとるのがいい
かというこの御決定をいただくわけ
でございまして、この審議会に御勉
強いただきますなら、十分一年の間に
結論が出し得るものというふうな考
え、提出をいたしておる次第でござい
ます。また、お話のうちにありまし
たように、財政当局がこういう審議会
の期間をなるべく短くしようとする傾向
にあるのではないかと、このことでは
ございまして、審議会、調査会の性質によ
りまして、十分それを設置した目的が達
成できるような財政措置は講じていか
なければならぬと思ひます。ございま
して、そういう点は、必ずしも財政当局
の言いなりになって短い期間にする
というふうなことは、今後ともとらな
いつもりでございまして。

○伊藤道雄 そうですね、特に町
名地番制度審議会については、基本
的な方向だけを見出せばいいのである
から、一年あれば十分、従つて、こ
で、一カ年で目的を完成することがで
きると公約できると、お約束でき
ると、そういうふうな解釈していい
ですか。

○政府委員(藤枝泉介君) そういう確
信のもとに御審議をいただいております
わけでございます。

○伊藤道雄 今の設置法案は、今申
し上げた町名地番制度審議会と、海洋
科学技術審議会、この二つの審議会を
設置しようとするわけですが、そこで
問題は、結論が出た際、総理府とし
ては、これは十分尊重されるかどうか
とお伺いすれば、十分尊重しますと、そ
ういふふうな当然お答えになると思
ひます。ただ問題は、政府に都合のいい
結論が出たときは、むしろこれを尊重
し、これを取り入れる、ただ、政府に
都合の悪い面が出た場合は、えて、尊
重するとのことでありますが、なかなか
これを取り入れない。こういう悪い
ことは各官庁に見受けられる。そうい
うことはまた遺憾なわけですが、こ
ういふ点についても、十分ここで確
信を持つて一つ臨んでいただきたいと
思ひます。この点についてはいかがで
すか。

○政府委員(藤枝泉介君) もちろん、
審議会、調査会等を設置いたしまし
て、答申がありまして、それを
尊重することは当然なことではござい
ます。ことに、総理府に置かれます審議
会、調査会等は、各省にまたがり、あ
るいは総理府内部の外局等も含めた各
官庁等にまたがるものでございませ
うから、それらの各省庁が、答申に基づ
いて、バランスのとれた実行をいたさな
ければならぬと思ひます。ございま
す。そういう意味においては、総理府
といたしましては、各省庁と十分に連
絡をいたしまして、答申の趣旨に従つ
て、頭をそろえて実施の方向に向かう
ように、さらに今後とも留意をいたし
て参りたいと考えております。

○伊藤道雄 それでは、そのことに
関連して、総理府関係の審議会等につ
いて二、三お伺いしたいと思ひます。
が、御承知のように、昭和三十四年一
月二十二日に、ときの河合行政審議会
より山口行管長官に対して、この審議
会の面でも答申をしておるわけだ。
その中を見ますと、その一節に、審議会
等その長所を生かして活用すること
望ましいが、反面において、審議会が
悪用され、行政責任を不明確に
し、行政事務の停滞を来すおそれ
が多いから、次の基準によつて審議会
等の整理改革を断行し、その活用をは
かすべきである。こういう意味の答申
がなされたわけですが、その「次の基
準によつて」といふ、そういう項を見
ますと、その一節に、すみやかに任務
を完了して廃止するを適当、として、三
つの実際の例をあげておるわけだ。
その一つは、特殊土壌地帯対策審議
議会、それから離島振興対策審議会、
台風常襲地帯対策審議会、この三つの
審議会については、すみやかに任務を
完了して廃止するを適当と認めてお
る。これは、きつう、きつうのこと
ではない。先ほど申し上げたように、昭
和三十四年一月二十二日の答申の一
節に、こういうような意味の条項があ
るわけだ。さて、先日出していただ
いた総理府関係の審議会の様子を見
ますと、この一覧表でも、依然として
三つの審議会がそのまま残されてお
る。これは、いわゆる審議会の答申の
結果は尊重されるというのを先ほど
総務長官はおっしゃつておられるわけ
だ。もしこの行政審議会の審議の結果
答申されたこの内容を、この精神を
総理府長官が尊重されるということ
ならば、これはおかしいのではない
か。もうすでに二年有余もたつてい
る現在だ、いまだにこれを取り入
れないで、依然として存置しておる。

これは、いかなる理由に基づいてそのままになっておるのか。この点を一つ明確にしたい。

○政府委員(藤枝泉介君) ただいまおあげになりました特殊土じよう地帯その他の二つの審議会でございますが、これは、御承知のように、この審議会を設けられた基本が、それらのおのの地帯に対する振興法に基づいておるものでございます。そうして行政審議会の答申はございましたが、この特殊土じよう地帯であるとか、離島であるとか、あるいは台風常襲地帯でありますとか、こうした点について、それでは、もうすべての対策が終わって、何ら特殊な対策を講じないでよろしいかという、まだまだそういう段階ではない。さらに、特殊土じよう地帯とか、離島であるとか、台風常襲地帯等については、いろいろな振興対策を講じていく必要があるのではないかと。となりますと、その基本の法律の存続を必要とする限りにおいては、やはりその法律に基づいて作られておるこういう審議会というものは、設置しておくほかはないのではないかと。というふうな結論を持っておるわけでございます。

○伊藤頼道君 そうですと、行政審議会は今申し上げたこの三つの審議会については、十分検討した結果、それぞれ専門的な視野から検討したと思うのです。その結果、すみやかに任務を完了して廃止するが適当だと言っている。ところが、同じ自民党政府の機関である総務府としては、これはまだまだ存置すべきであって、廃止する必要はない。まっこうから意見が対立したしておるわけですね。一方は任務を完了して廃止しない、一方は廃止する必要はない、おかしいじゃないですか。同じ自民党の政府ですから、同じ一つの政府の行政機関であるわけですね。まっこうから対立しているということはですね。これでは、審議会を作っても、その審議の結果の答申について、この精神を取り入れて善処するのではなく、大事な国の費用を相当使って審議会を設けても、意味がないではないか。そういう意味合いから、冒頭まず、審議会の審議調査の結果については尊重されるのかどうかということとをまずお尋ねしたわけですね。総務長官としては、尊重されるとおっしゃったので、それではこれはどうなのかというように今お伺いしたわけなんです。ちよっとおかしいと思うのですが、同じ自民党政府の一つの機関同志で、こういうふうな、一方は廃止するのが適当、一方は存置するのが適当だ、そういうまっこうからの対立になっている。この点を一つ解明していただきたい。

○政府委員(藤枝泉介君) ただいま申し上げましたように、その審議会そのものと申しますよりも、特殊土じよう地帯とか、離島であるとか、台風常襲地帯に対しての特殊な対策を法律に基づいてやる必要があるかどうかというところを検討をいたしました結果、まっこう少しは、こういう特殊な法律によって、こうした特殊な地帯の振興を考えていく段階ではないかという考え方で、現在は、行政審議会の答申はございましたが、まだ廃止の段階に至っていないというところをお答え申し上げたわけでございます。しかしながら、こうした特殊な地帯、特殊土じよう地帯であるとか、離島であるとか、台風常襲地帯あるいは如作地帯というふうな所の振興方策が、こうした単独の法律でなくて、さらに包括的な地方の開発でありまして、あるいはその他の問題、さらには財政的な裏づけによつて、こういう特殊な法律を必要としなければならぬと考えております。そういう意味では、将来に向かっては、こうした審議会の廃止ということも考慮に入れながら、そういう根本的な振興対策について、さらに総合的なものを考えて参りたい、こういうふうな考え方を持っておるわけでございます。

○伊藤頼道君 どうもおかしいのですが、これは、半年や一年経過しても少しというなら、まだ意味があるのですね。答申を出したのは、繰り返し申し上げます、三十四年の一月なんです。もう二年以上も経過しておるわけですね。いまだにこれは措置されてない。この問題だけでなくて、さらに、先ほど申し上げたように、行政審議会は、次の基準によつて審議会等を整理すべきであるという、一つの基準に、幾つかの審議会を一つに統合するの適当だと、そういうことの一つの例として、国土総合開発審議会とか、東北開発審議会、これは総務府関係の審議会だと思ふのですが、それから、北海道開発庁関係の北海道開発審議会、この三つの審議会については、一つに統合するのが適当である、こういうふうに答申はなされておるわけですね。この点はどうなんですか。これも同様、二年有数ヶ月もすてたつておるのですね。いまだに手が打たれてないということ、この点はどういう意味があるのか。

○政府委員(藤枝泉介君) 御承知のように、北海道あるいは東北開発のほかに、九州地方あるいは四国地方等の開発法ができて、それに基づいて審議会があることは、御承知の通りでございます。これは、私どももいたしましては、はたしてそういう形で、ほとんど全国を含むようなことに最近の情勢はなつてしまつておるのであります。そういう形で事を運んでいくことがよろしいか、むしろ現在御審議をいただいております低開発地域の対策と申しますか、そうしたものに一本にまとめる方が妥当ではないかというふうなことで、行政審議会の御答申もございまして、また現実に、率直に申し上げまして、ほとんど全国を含めるような各地方の開発促進法ができてしまふと、はたしてそれでよろしいのかということが考へられておりますので、この点については、なるほど二年もたちまして、大へんおくれではありますけれども、そういう方向で、実は今、審議会を統合するというよりも、むしろそうした地方の開発促進法というものを一本にまとめて、全国のうちの開発のおくれている面について特殊な対策を立てるというふうな方向に持っていくべく研究を進めておるような次第でございます。

○伊藤頼道君 この行政審議会が三十四年一月に答申を出した際には、国土総合開発審議会と、地方的なものは東北開発審議会しかなかったわけですね。それと北海道開発審議会、この三つを統合するのが適当だと、こういう意味の答申がなされておるわけですね。これをそのままにしておいて、なかなか統合しなかつた、その後、九州地方、四国地方の開発審議会ができたのは、前の答申の精神に沿つてやるならば、今全国的にはほとんどできたから、統合できないというような意味のことを言われたわけですね。けれども、これはその後でできたわけですね。答申がなされた三十四年時代には、国土総合開発と東北開発審議会しかなかったわけですね。これをそのままにしておいて、統合しなかつた、それだけでなく、逆に、行政審議会が統合せよというのに、逆に次々と、今度は九州、四国地方の開発審議会を、しかも各個ばらばらの姿で設置しているというところは、行政審議会の行き方と、これまた結果から見ても、まっこうから反対進行しているのではないかと、そういうことは考へられると思ひます。そこで、われわれにはどうしても納得できない。そんな、調査審議の結果答申する、その答申が受け入れられないような意味の審議会なら、巨額の国の予算を使つても審議会等を作る必要はなからうではないか、こういうふうな当然考へられるわけですね。ただ単にこれは一こまを申し上げて、答申の結果尊重されぬ面があらにもこちらにもたくさんあるわけですね。その一こまを今指

摘して申し上げておるわけです。この点、どうにも納得いかぬと思うのですが、やはり答申の結果は十分尊重するものでなければ、審議を設けても意味がない。これは、どなたでもそういうふうに考えられると思うのです。この点、明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(藤枝泉介君) 根本的には、御指摘の通りでございまして、ただ、具体的におあげになりました国土総合開発、東北開発、北海道開発を統合するとか、あるいは特殊土じよう地帯その他の特殊な対策の審議を廃止するという問題につきましては、今まで延びました理由は、先ほどから申し上げた通りでございまして、しかしながら、行政審議会の御答申もございまして、また、たとえば各地域の開

でているわけでございまして。ほかの、たとえばその審議会の設置法があつてやる、あるいは、現在御審議をいただいているような、総理府設置法の改正というふうな附表の改正だけでやつていくものでなくて、これらはもとの法律がありまして、その法律に基づいて審議ができていくわけであります。従ひまして、そのものと法律そのものを十分検討をいたしまして、統合する方向に持つて参りたいというふうに考えている次第でございまして。

○伊藤頼道君 開発審議会は、以上申し上げたように、幾つかになつていくわけですが、結局、行政審議会の答申の精神を取り入れるならば、これは、いわゆる開発審議会という意味合いから、みな共通なものだと思ふのです。だから、これを一つに統合して行政の簡素化をはかる、行政の簡素化といふことは、政府はもうかねがねから強調している点だと思ふのです。そういう点からも一つに統合して、そこで、共通な問題について統一をとりながら、さて、北海道、東北、四国、九州というふうな幾つもの活動できるわけですね。調査審議は進められると思ふのです。これは、いろいろつばなことはおっしゃいますけれども、やはり怠慢の節もあつたのではなからうかというふうに私も見るを得ない。答弁では、二、三の検討中とおっしゃいます。二、三の検討中とおっしゃいます。何ら方向も出ていない。相当検討されなければ、もう方向ぐらゐ出てはいるはず。その方向すら出ていない。お伺いすれば、目下検討中ということになると、いささか怠慢のそしりは免れぬ。そこで、もう時間がございませんか

ら、最後に要望を申し上げたいと思うのですが、結局、先ほど来申し上げておるうちに、その主張があつて審議会の設けられたと思ふので、その審議会の調査審議の結果の方針については、ただ政府に都合がいいとか悪いとかいふことじゃなくして、十分これを尊重して、文字通り実行に移すと、そういう面でない、審議を設けても、おおよそ意味がないと思ふ。そこで、この開発審議会についても、一つの審議会に統合して、行政の簡素化をはかる、そういう中で、十分各分野についての調査審議を進めれば、十分成果を上げ得ると思ふのです。そういう意味から、緊急にこれは統合してしまふべきだと思ふのです。この点についてさらに決意を伺いたい。時間がございせんので……

○政府委員(藤枝泉介君) 先ほど来申し上げておりますように、御指摘になつた幾つかの審議会、たとえば開発に関するものにつきましては、たとえば共通な低開発地帯の開発促進法というふうなもの、それに統合するといふ方向で、今考えておるわけでございまして、また、特殊土じよう地帯等の特殊地帯に対する特別な対策につきましても、あるいは全体を含めまして、そうしてこれらのねらつておるところも実現できるような法制を考え、審議を統合することがどうだというよりも、その根本になりますこれらの開発促進法とか、その他の特殊地帯の振興法とか、こういうものの統合といふものを十分に考えて参りたい、そういう決意を持つておる次第でございまして。

○田畑金光君 海洋科学技術審議会の設置について、二、三お尋ねしたいと思ふのですが、この提案理由を読みますと、「海洋は、国民生活、産業等に、気象その他を通じて、深い関連を持っておりますとともに、動植物、鉱物その他未開発の資源を豊富に包蔵いたしております。近時、科学的、資源的、あるいは国際的な観点から、その重要性をともに増して参り、世界の各国とも、海洋の科学的究明と利用開発にその力を傾注している」と、非常に提案理由の説明としてはけっこうであり、また、大よそ考え方の方向についても理解できないでございせんが、特に科学的、資源的あるいは国際的な観点から最近重要性が増してきたという、この点について、もう少し具体的にどういふことなのか、御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(島村武久君) お答え申し上げます。「科学的、資源的あるいは国際的」と、非常にむずかしい言い方をいたしておりますけれども、ごく常識的に考えてみましても、まず、「科学的」でございまして、これにつきましても、たとえば海の深さでありますとか、あるいは海の底もたとえ山あり川あり、陸上と同じくとも変わらないものでありますけれども、その間におきまして、この科学的にどうなつておるかという点には、部分的にはわかつておりまして、全般的に言つて、ほとんどつかまえていないといふような状況でございまして、ただいま申しました、川あり海ありと申しますのはほんの一例でございまして、科学的に解明が必要だといふような趣旨を述べておるわけでございまして。な

○政府委員(藤枝泉介君) 根本的には、御指摘の通りでございまして、ただ、具体的におあげになりました国土総合開発、東北開発、北海道開発を統合するとか、あるいは特殊土じよう地帯その他の特殊な対策の審議を廃止するという問題につきましては、今まで延びました理由は、先ほどから申し上げた通りでございまして、しかしながら、行政審議会の御答申もございまして、また、たとえば各地域の開

でているわけでございまして。ほかの、たとえばその審議会の設置法があつてやる、あるいは、現在御審議をいただいているような、総理府設置法の改正というふうな附表の改正だけでやつていくものでなくて、これらはもとの法律がありまして、その法律に基づいて審議ができていくわけであります。従ひまして、そのものと法律そのものを十分検討をいたしまして、統合する方向に持つて参りたいというふうに考えている次第でございまして。

○伊藤頼道君 開発審議会は、以上申し上げたように、幾つかになつていくわけですが、結局、行政審議会の答申の精神を取り入れるならば、これは、いわゆる開発審議会という意味合いから、みな共通なものだと思ふのです。だから、これを一つに統合して行政の簡素化をはかる、行政の簡素化といふことは、政府はもうかねがねから強調している点だと思ふのです。そういう点からも一つに統合して、そこで、共通な問題について統一をとりながら、さて、北海道、東北、四国、九州というふうな幾つもの活動できるわけですね。調査審議は進められると思ふのです。これは、いろいろつばなことはおっしゃいますけれども、やはり怠慢の節もあつたのではなからうかというふうに私も見るを得ない。答弁では、二、三の検討中とおっしゃいます。二、三の検討中とおっしゃいます。何ら方向も出ていない。相当検討されなければ、もう方向ぐらゐ出てはいるはず。その方向すら出ていない。お伺いすれば、目下検討中ということになると、いささか怠慢のそしりは免れぬ。そこで、もう時間がございませんか

○政府委員(藤枝泉介君) 先ほど来申し上げておりますように、御指摘になつた幾つかの審議会、たとえば開発に関するものにつきましては、たとえば共通な低開発地帯の開発促進法というふうなもの、それに統合するといふ方向で、今考えておるわけでございまして、また、特殊土じよう地帯等の特殊地帯に対する特別な対策につきましても、あるいは全体を含めまして、そうしてこれらのねらつておるところも実現できるような法制を考え、審議を統合することがどうだというよりも、その根本になりますこれらの開発促進法とか、その他の特殊地帯の振興法とか、こういうものの統合といふものを十分に考えて参りたい、そういう決意を持つておる次第でございまして。

○田畑金光君 さらに、提案の理由説明によりまして、こういう調査研究が

感じがするわけで、この点については、一つ総務長官から、どのようにお考えになっておられるか、この点を伺いますとともに、今申し上げたように、各国の第二次世界大戦後のいろいろな海洋宣言その他について、一つこの次の機会までに、参考までに資料を出していただきたいと、こう思うので

すが、総務長官から一つ御答弁をいた

だきます。

○政府委員(藤枝泉介君) 御指摘のように、日本が海に取巻かれておりながら、そういった面についての調査研究あるいは実施というものが非常におくれていることは、御指摘の通りでございまして、今後は、こうした審議會等の御審議とも相待ちまして、できるだけ早い機会にそうした体制を整備するように、各省庁に十分推進を促したいと思っております。

なお、御要求の資料は取りそろえます。

して提出をいたします。

○田畑金光君 資料として、今申し上げた資料と、もう一つは、さつき官房長から答弁のありました現在各省庁で調査しておる調査の内容についても、一つ資料をこの次の機会までに出していただきたいと思います。

○千葉信君 総務長官の藤枝君にお尋

ねしますが、三月の二十三日に参議院

の内閣委員会で、あなたの所管の關係の問題が論議されたことを御承知ですか。

○政府委員（藤枝泉介君） 何の所管ですか。

○千葉信君 あなたの所管です。総理府の所管。

○政府委員（藤枝泉介君）承知いたし

ております。

から支出されておった額は四百五十万であつたと思うのです。それと、御料林木の払い下げとか、きのう拝見した牧場あるいは養魚場、それからさらに学習院の使用料、こういう不動産収入が国庫からの支出のほかにあつたと思うのです。そこで、こういうような不動産収入は、ごく大ざっぱでいって、こうですが、このような不動産収入は、時価に見積もつて大体どの程度の額になるものか、比較対照の関係もあつて、念のためにまずお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 戦前の国庫からの四百五十万円のはかの皇室財産からの収入というのは、年によつて違ひますけれども、その当時の金で約一千万前後であります。八百万ぐらいのこともありましたし、それから千二、三百万あつたこともございます。今の貨幣価値だと、それに三百五十をかけますと四百を越えますか、一千万としますと、三百五十を越えますと三十五億になります。

○伊藤道君 次にお伺いしますが、皇居とか御料林、これは国有化ということになつたわけで、そこで、かつての陛下のお住居とか、あるいは葉山、那須の御用邸、これは皇室公用財産という名目で政府から借用しておる形に現在なつておるのではないかと思うのですが、借用の形であらうと思うのですが、それから乗用車などについて、あれは宮内庁で購入したので、宮内庁の所有だと思ふのですが、これも借用ということにならうと思ふのです。間違った御訂正いただきたいのです。それと、まあそういうふうにはかにございしますが、こういうものについて

は、皆いわゆる皇室の公用財産ということで、宮内庁その他から借用という、そういう形式になつておる。そこでお伺いしたいのは、陛下御自身の財産ということになると一体どういふことになるのか。その点をお伺いしたい。

○政府委員(瓜生順良君) この皇居ですとか御用邸、これは国有財産のうち皇室用財産というふうになつております。で、国有の財産であるが、これを皇室の用に供する財産である。ですから、借用書を出して、借りておるといふよりは、法律によつて皇室用の財産と、こうなつておりますから、国有のものを皇室用にお使いになつておるといふことでございします。

それから自動車につきましては、これは宮廷費、つまり皇室の御活動に必要な宮廷費で購置しておる分と、それから役所の仕事のために必要だといふので、総理府所管の宮内庁費で買つてゐるものと両方ございします。で、宮廷費で買つたものも、これも国有の車でございますけれども、これは皇室の用に供する車として買つてあるわけでございます。役所の本来の用務に充てるものは、これは宮廷費ではなくて、一般の宮内庁費で買つておるわけでございます。

○伊藤道君 次に、三つの種類のうちの内廷費について主として以下お伺いしたいと思ひますが、この内廷費は、毎年四回ぐらいに分けて支払われておるようになっているのですが、はたしてその通りかどうかということ、それから、まず国庫からそういう内廷費がきますと、まず銀行に預金される。それから、これからが主としてお尋ね

申し上げる点ですが、一部はやはり投資信託や、あるいは株式に投資されて利殖をはかれる、こういうふうな何つておるわけなんです。そういうことをはたしてやつておられるかどうか。これはもちろん陛下御自身がそういうことをやられるのではなくして、結局皇室経済主管といふのが、これは局長級の公務員だと承つておるわけですが、はたしてそういう者であるかどうか。こういう方が実際に扱われるというふうな聞いておりますが、今お伺ひしたようなことは、はたしてその通りか、どこ間違ひがあれば御訂正いただきたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 内廷費は、今おっしゃいましたように、やはり年四回に分けて、国庫から陛下のお手元金として送られてあります。これは皇室経済主管といふ資格じやないので、内廷会計主管といふ資格で、今ここにきておられます経済主管が、陛下のお手元金の経理のお手伝いをするという意味でそれを処理をいたします。まあ銀行に預けて、必要なときに出すというふうなことをいたします。

なお、お尋ねの、何か他の証券でも買うというふうなこと、これはこの年度にきまつたものはその四分の一ずつ分けて参りますから、そういう余裕はございません。次々に必要となるときに出して参ります。ただその年度で節約をされて、幾らか余りましたような場合、普通の余りであれば、余つたものを貯金するといふような意味の場合には、その金でそれを有利に、場合によつて債券を買ひましたり、貯金の分もございします。そういうふうなされて

お尋ねであります。

○伊藤道君 今お伺ひしたのは、こういう内廷費を扱われるいわゆる係官ですか、これはやはり皇室経済主管といふ、そういう職があると思ふのです。この点はどうなんですか。

○政府委員(瓜生順良君) これは皇室経済主管といふ資格でやるのじやなくて、まあ一応扱われ方の方で内廷会計主管といつておりますが、ほんとうの建前では、法律にありますが、陛下のお手元金として、宮内庁で扱う公金とはしない、こう法律にございします。従つて、宮内庁という國家機關がそれを扱うといふことはしないのですけれども、しかし、まあ宮内庁は、陛下の側近の事務と、私的なことのお世話もやるという建前に解されておりますので、そういう人は國家公務員の人だ、そういうまた別の資格でお手伝いするといふ、別の資格でそれを経理しているものであります。

○伊藤道君 そうしますと、宮内庁の項の中に皇室経済主管といふのがあつて、現実に、その方が、一面立場をかねて、皇室経済主管といふ立場を離れて、内廷費について便宜上いろいろ善処される、そういう意味に解釈していいわけですか。

○政府委員(瓜生順良君) さようでございします。

○伊藤道君 そこで、内廷費の使途です、ね、使ひ道について確かめておきたいと思ひますが、これは結局國質とか外国の大使、公使、そういう公式な行事に關連したもの、これはいわゆる宮廷費にならうと思ふのですが、それ以外の陛下を御中心とせられたいわゆる日常生活費全般、これが内廷費、そ

ういうふうな解釈してよろしいのかどうか。

○政府委員(瓜生順良君) この公式の行事の経費は宮廷費でございしますが、内廷費は、今おっしゃいますように、日常の諸生活の万般の経費といふことで、その内容については、国の公式行事にお出になる場合に、私的にも服装をととのえたりする経費もございしますが、それはやはり私的な経費として、内廷費でまかなうわけでありまして、内廷費でございします。

○伊藤道君 そこで、念のために伺ひしておきたいと思ひますが、やはり所得税をお払いになつておると思うのですが、年額で大体どの程度ですか、今まで、三十五年度については、○政府委員(瓜生順良君) 記憶で申しますと、数十万でございします。

○伊藤道君 陛下は、個人の使用人については、内掌典とか掌典とか、二十五名ばかりおられると思ふのですが、その二十五名の給与については、大体國家公務員のベース改定に伴つて、まあ直ちにということではなくして、ベース改定に相応じて今まで出しておられたように記憶しておるのですが、その点はどうか。それから、今度のいわゆる五千万を五千万八百万に増額した、そういう理由の一つとして、二十五年度のこういう人々についての給与についても、國家公務員相当にベース改定をする必要があらう、こういう意味もあらうと思ふのですが、その点いかがですか。

○政府委員(瓜生順良君) 内廷費で支弁されておる職員については、一般國家公務員がベース・アップの場合には、やはりそれに準じて、そのつど上げてきておられるのであります。しか

し、今度の理由の中に、人件費の上がつてゐる点もあるしうたわれておる。また、八百万増額になつたら、そのときに一度に上げられるというのじゃございませぬけれども、今まではつづけて上げておられるわけですから、内廷費がそれだけ苦しくなつておられるから、この際、その点を直していただくといふことであります。

○伊藤道雄 陛下は御旅行なさつていろいろと回られる場合もありますし、まあこれまでにはいろいろ歌舞伎とか相撲、めつたないことですが、そういう際には、興業主、あるいはホテル等では休息なさつても、大体この代金を請求されないような昔からの慣習になつておられるように思うのですが、そういうときには、いわゆるそのままでなく、やはり謝礼金かなんかと思ふのですが、そういう点について少し明確にしておきたいと思ふので、そういうことに関連して、一つ實際どうなつておられるのか、こういう点をお伺いしておきたいと思ふ。

○政府委員(瓜生順良君) 地方の行幸をなさる場合、宿賃のような場合、これは宮廷費の方に報償費という項目がありまして、その項目でみてあるわけですが、大体ABCに分けて一応基本を作りまして、一泊これくらいというので、それを請求によつてお払いになるのじゃないのですが、包み金でお出しになります。その場合は、大体普通通に支払えばこれくらいかかるだろうというのを頭に置いて、それにプラス・アルファしたものを包み金で出しておられるわけです。それから歌舞伎とか相撲なんかにおいでの場合、これは私的の場合もありますが、

そういうのは内廷費の場合が多いですけれども、そういう場合にお出しになる場合は、切符を買うというものは、大抵歌舞伎なんかへおいでになる場合はチャリティ・ショーの場合が多いわけですから、慈善興業というのです。それから、何々協会の慈善興業というようになつておられますから、どれくらいのお席を使われるかということを一応見まして、普通に切符を買えば幾らくらい、それより以上のものを主催者の方へ寄付の形で渡しておられるわけです。お相撲の場合であります。おこを協会の人、力士の人に相当お出しになつてねがられるということになつておられるわけです。

○伊藤道雄 次に、皇室経済法の附則の第二を見ますと、こういうふうにあるわけですが、「この法律施行の際、現に皇室の用に供せられていた従前の皇室財産で、国有財産法の国有財産となつたものは、第一第二の項の規定にかかわらず、皇室経済法の議を経ることなく、これを皇室用財産とする。」とあるわけですが、そこでお伺いしたいのは、「従前の皇室財産で、国有財産法の国有財産となつたものは」とありますが、それは「とありますが、ならなかつたものも半面あり得ると思うのですが、そのならなかつたもののどのようなのがあるのか、そういう点を明らかにしていただくかと思ふ。

○政府委員(瓜生順良君) 以前の皇室財産の中には、御料林のようなものがございます。これは皇室用財産になつておられないので、現在農林省所管の財産、それから御用邸の中でも、たとえば浜離宮ですとか、あるいは日

光の御用邸ですとか、箱根の御用邸とか、兵庫県の武庫離宮とか、だいたいたくさんありますけれども、そういうのはその地方の方へそれをお渡しになりまして、これは皇室用財産として保有せられてない、そういうのが相当たくさんあるわけでありまして。

○伊藤道雄 ところで、さらに伺いたいと思うのですが、皇室経済法の附則の第二と憲法八十八条との関係です。この点をお伺いしたいと思ふ。こう申し上げてもちよつと具体性を欠きますので、さらに砕いて申し上げますと、憲法八十八条では、御承知のように、「すべて皇室財産は、国に属する」と、こうはつきりなつておられるわけですが、この附則の第二では、「従前の皇室財産で、国有財産法の国有財産となつたものは、ちよつと省略しますが、結論は「皇室用財産とする。」と、そこで附則の第二と、憲法八十八条では、「すべて皇室財産は、国に属する」と、この二つをどうおつておられるのか、このことをはつきりおつておられるわけですが、附則の第二では、今申し上げたように、「国有財産法の国有財産となつたものは」と、こゝへ一応条件をつけておられるわけですが、そこちよつと比較しますと、何か矛盾するように一応受けとれるのですが、そこで、八十八条と附則第二との関係ですね、これを明確にしておきたいと思ふので、この点を一つ。

○政府委員(瓜生順良君) 憲法八十八条は、皇室財産はこれをすべて国有とすると、皇室が財産を所有されないので、そのときのいろいろ解釈を見ますと、ただし、まあこゝ私的なのは差しつかえないという解釈だとか、いろいろありますけれども、原則

としては、皇室財産はお持ちにならないといふことでございまして。この皇室経済法は、これは国有財産のうち皇室用財産というのでありまして、これは皇室の所有の財産ではないわけですから、国有のもので、今皇室が持つておられる。今の皇居でも、あるいは那須の御用邸でも、葉山の御用邸でも、皇室のお持ちになつておつたものだが、これが国のものになつた、それを皇室の用に国が供するといふので、それから、皇室財産ではないわけでありまして、国有財産でございまして、従つて、八十八条との矛盾はないわけでございます。

○伊藤道雄 次にお伺いいたしますが、大蔵省の発表によりますと、現在のいわゆる国有財産、広く国有財産については二兆三千二百二十九億、こういうふうに表示されておりますが、それに対して皇室用財産は、大体九十六億になつておられるわけですが、この内訳を申し上げますと、皇居が四十二億とか、大宮、京都の御所ですね、これが三十三億、葉山、那須などの御用邸、これを一括して七億、桂、それから修学院などの離宮ですね、これが一億、陵墓が八億、大体これはまだ若干あるようですが、こういうのを総括して大体九十六億と大蔵省は発表しておられるわけですね。そうしますと、国有財産に対して、国の全体の財産に対して、いわゆる皇室の財産の占める割合は〇・四%だ、こういうふうな報告はおつておられるわけですが、これで一切を含めておられるのだ、大体そういうふうな了解してよろしいですか、その点を確かめておきたいと思ふ。

○政府委員(瓜生順良君) 一切を含めておると思ふから、その通りだと思ひます。

○委員(吉江勝保君) なお、藤枝総務局長官、佐藤総務副長官も出席されております。

○伊藤道雄 なお、方向を変えまして、昨日いろいろ御案内いただいた下総の牧場について、二お伺いしておきたいと思ふのですが、昨日拝見いたしました御料牧場の職員――従事員といひますか、そういう定数及び充足状況はどうなつておられるのか、概略でよろしいですか。

○政府委員(瓜生順良君) 職員の現員は、公務員の定員の職員が九十七名、それから常勤勤務者が十八名、賃金で臨時に雇われるというような人が二十一名、合わせて百三十六名というものが現員でございまして。

○伊藤道雄 ところで、さらに伺ひたいのですが、牧場のいろいろな部門があるわけですが、年間における収入とか支出、ごく概算でけつこうなのですが、概算を承つておきたいと思ふのですが。

○政府委員(瓜生順良君) 支出から先に申し上げますと、概算で事業費が千七百万円くらいであります。それからいろいろな経費というものが四百五十万円くらい、人件費が二千八百五十万円、ざつと全部合算しますと五千万円になります。で、収入としましては、現金収入として家畜、農産品の売代といふものが約概算千七百万円、そのほか小さい不用品売代十三万くらいあります。それから、これは小生産をいたします生産品の自給用生産品、つまりあそこにおります家畜類に与える飼料を、そこで自給しておりますが、それを市

価に直しますと、そういうものが合計して二千二百万円くらいになります。それから、なお、この皇室の方へ供出されているもの、これが市価で概数で約五百万円ですから、収入の方の現物の分を合わせますと、たしか四千二百万円くらいになります。八百万円くらいの赤字になりますけれども、これはあそこから供出されている馬の評価が出ていないわけでありまして。乗馬が毎年一、二頭、鞍馬も一、二頭出ておりますけれども、その分は評価してございせん。それから、あそこをいろいろ接伴に使いますけれども、外国使臣を三日にわたって接伴をするとか、いろいろな学校の生徒がこられて見学をされるとき、いろいろ教育用の点もございまして、ほか、なお、あの付近の農場に対する種付その他によって畜産の改良に力を入れていく、そういうような面は金額で出て参りませんから、そういうものを考えれば、普通に経営されておるといふふうにとつておるわけでありまして。

○伊藤道君 今御説明の中にあった、また、昨日も一部承りましたが、家畜の飼料ですね、あれはほとんど完全に自給自足して得ておるわけですか。

○政府委員(瓜生順良君) あそこでは、飼料の約七割であります。あと三割は購入いたしております。その経費は宮廷費の予算でまかなつております。

○伊藤道君 昨日もいろいろ承つたわけですが、牧場を一切、特殊な施設だけを置いて、広く一般に開放してやる。なるほど日曜ではなかったのですが、一般民が三々五々来しうに、あそこを利用して。これは全般的に

県民一般に開放すること自体は大へんけつこうなことだとわれわれもこの目で見てきたわけですが、そこでいろいろ大事な施設等もあるわけですが、今までの例で、これという被害は別に今までのところちつともなかつたわけですね。

○政府委員(瓜生順良君) あそこには、由に入つておられる方によつて大事なものを盗まれたというふうなことは聞いておりません。

○伊藤道君 次に、方向を変えまして、三十四年六月五日に皇居造営審議会が総理大臣に答申しておるわけですが、このことは前の当内閣委員会でも若干当つたことがありますが、その後の事態に即応して、また、重複を避けて、ほんの一、二の点についてこの際お伺いしておきたいと思うのですが、これは答申の中を見ますと、その中の一節にこういう意味のことがあつたわけですね。造営の実施計画という面があるわけですが、そこで、このことでお伺いいたしますが、昭和三十三年及び三十六年の両年度において、お住まいの増改築、そして宮殿の設計を行ない云々とおるわけですね。そこで、さうに三十七年度からおおむね五カ年計画で宮殿の造営を実施するのが適当である、こういう意味の答申がなされておるわけですが、そういう意味で皇居造営審議会の目的は達したので、これはなくなるわけですが、そこで、大体この通り宮殿の設計も取り進められておるようですが、さらにお住まい等も、これは新築なんですね、新築も今進められておる。大体こういう答申の通りが実施に移されておると思ひますが、この点について確かめておきたいと思

います、大体答申の内容の通り計画を進めておられるのか、その後変更になつた面があるのか、こういう点をお伺いしておきたい。

○政府委員(瓜生順良君) その答申の中のお住まいの方は、三十五年、六年と二年度で完成する、これは答申の通りに進んでおります。お住まいは、本年、三十六年の十月一ぱい、あるいは十一月までかかるかもしれませんが、いずれにしても年内にはできる予定であります。それから、公の行事をなさる宮殿の方の關係、これは答申とちよつと違つておる点が出ております。そこには三十五年、六年に設計をして、それからあと三十七年からおおむね五カ年で工事を実施するところありますが、その答申の別のところにありますように、この工事の実施に關連して、なお専門家の意見を聞いて万全にするようにという項目がございまして、建築の専門家十名の方にいろいろ御意見を聞きました。ところが、設計は二年では短い、もう一年延ばした方がいいといふことで、設計を三十七年までかかるというところに一年延ばしました。工事の方は五年はかかなくてもいい、今非常に機械なんかが進んでおるから、だから、これは四年に短縮してもいいといふような御意見がありましたので、今のところは、設計は三年、工事はおおむね四年というふうな計画で現在工事を進めておるわけでありまして。その点がちよつと違つております。

○伊藤道君 さらに、宮殿の規模、様式、それと周囲の施設、こういう点についても審議会が答申がなされておりますが、大体の構造、様式、周囲の施設等についても、大体あの答申通り

を尊重されてやる方針なのかどうか、この点を確かめておきたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 規模、様式、施設の關係、これは現在設計等をやつてもらつておりますが、その答申の趣旨に沿つて設計をやつてもらつております。設計はまだ途中でありまして、形はまともつておりませんが、その趣旨に沿つて設計をやつてもらつております。

○伊藤道君 そこで、造営經費について一点だけお伺いしておきたいのですが、これは規模とか様式が一定しないと設計もできないし、規模、様式が決定すれば、その上に立つて設計して初めて經費も大体算出されると思ひます。従つて、まだそういう段階でないで、今經費どのくらいかかるか、そういう質問は無理だと思ひます。それで、そういうことはさておいて、この答申の中で、經費の財源について、國庫から支出することを建前とする、これは当然のことだと思ひます。が、ただ、ここであつたことも申し添えておる。國民から自発的な寄付があつた場合にはこれを受け入れる。ただし、強制にわたつたり——これは当然強制にわたつては相ならぬといふことですが、売名とか宣伝のためにされるような、そういうことがあつては相ならぬ。一応そういう弊害のないことを心して答申しておるわけですが、ところが、前にもちよつと前例もありましたように、こういうことが一応あつたてはありますけれども、非常に売名、宣伝のためにされるおそれなしといふは、十分宮内庁としては確固たる信念を持つて臨まれておらうと思ひま

す。また、今後の問題ですが、こういう点についてどういふふうにお考えになつておるか。この際確かめておきたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 皇居造営のための自発的な寄付、これは昨年の夏から受付をやつておりますが、そういう場合にも、その金が強制にわたつたり、売名、宣伝のようなものでないかどうかというところは検討いたしました。どうも弊害のありそうなものについてはお断りした例もあるわけでありまして。現在まで、今お尋ねありませんでしたけれども、参考に申し上げます。約千百万円集まつております。

○伊藤道君 でも、もちろん前にちよつと問題があつたようなことも十分教訓となつて、今御説明のあつたように、宣伝、売名ということについては十分意を用いておられると思ひますが、そこで、遺憾はないと思ひますが、今御回答のあつたように、昨年の夏からもう受け付けを開始されて、今後ずつと四、五年の間続こうと思ひます。一つ期間も相当長いし、十分巧妙な手で、宣伝、売名という伏線をかまえてのそういう寄付もあるやうと思ひます。その点については、さらに重ねて十分警戒していただきたいといふことを最後に御要望申し上げて、時間もございませぬので、きょうのところは質問を終わりたいと思ひます。

○山本伊三郎君 それじゃ二、三、一つこれは宮内庁次長が総理府総務長官になるか、どちらでも答弁願ひたいと思ひます。

実はこの前、長官にもちよつとお伺ひしたことがあるのですが、旧皇族のいわゆる財産の処分についてですが、

非常に問題があるやに聞いておる。その当時の経過とか、もうすでに十幾年たつておる当時でございますから、もちろんそのときは新しい憲法ができて、旧皇族のその当時宮内省の管轄であつた財産が、各旧皇族の私有財産として譲られた。それを一私有財産として処分されたことはわかっているのですが、非常にその間問題を含んでおるやうに思ふので、その間の事情を一つわかつておれば宮内庁次長でもよろしいし、総理府長官でも、一つお答え願ひたいと思ふ。

○政府委員(瓜生順良君) 終戦後、皇室財産はこれは国有になるというので、国有になりましたが、その皇族が私有しておられる分は、その皇族が私有しておられる分は、その皇族が引き続き私有了。しかし、その当時相当に財産税が多くなりまして、それで相当のものを各皇族は出しておられますが、まだそのほかに残つた部分について引き続き持たれるというのは、そこには殿閣と一緒に、この維持管理には、実際問題として相当経費がかかるので売り払われたという例は相当あるわけがございまして、その間に何か特別のことがあつたかどうか、ちょっと今思い当たらないのでございしますが、そういうふうにして処分されたものであると、こう考へております。

○山本伊三郎君 この前も宇佐美長官はそういう答弁で終わつておるのですが、もちろん法律的に見ればそれは仕方ないといふことに、現在の宮内庁の責任者としてはそんなんですが、こう言つては非常に失礼な話でございまして、当時の皇族の人には商取引の、こう言つたら悪いが、経験もない。財産

税が非常にかかるということでも処分されたのですが、いわゆるわれわれから見れば、相当常識以外なことでは取られたいな感じがしておることを聞いておるわけでありまして。少なくとも、法律上宮内庁の管轄を離れたのだから、勝手にしたらしいのだということにはなりませんけれども、そういう事情を十分やはりある程度、法律上の問題は別として、そういう転売された際に、その前はやはり宮内省の管轄でやつておられたのですから、しかも、その邸宅なんかも、憲法は変つたけれども、国民がいわゆる差上げたということになつておると思ふのです。そういうものが旧皇族の一私有になつたからといつて処分されておることは、これは法律上不法ではございせんけれども、そこに何らか納得できたいものが相当あるのです。地元でもそういう気持でもつて見ておる。たとえば私たびたび例を出しますが、たとえばリンス・ホテルにいたしましても、今はだれが経営しておるか私は十分調べておりませんが、あつた土地なんかも、きつめて低廉な代償で入手したやうに聞いておる。そういう点は、法律上の管轄はどうあろうとも、国民の感情からしたら、やはりはつきりしておいたらいいと思ふ。今後この皇室の経済施行法をいろいろ審議する上においても、そういう点がやはり一つのもやもやした点になつてくると思ふのです。この前宮内庁長官にもその点言つたのですが、今、瓜生次長が言われたやうな形で承つておるのです。しかし、私はどうしても納得できない点があるのです。今答弁されたけれども、それ以上わしは知らぬのだと言え

ば宮内庁の責任ではなからうけれども、少なくとも、今後皇室の財産なり、そういう管理をする上においても、そういう点もやはり考へておく必要があると思ふのですが、これはもう権限はないのだから、全然もうそういうものは、その経過を調べるというところでも語弊がありますけれども、そういうことを調査するといふやうなことは総理府でも宮内庁でもできないのかどうか、この点一つ御回答願ひたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 元皇族の方の財産がその方の都合で売却されて、あるいはホテルになつたりしておるといふ事例はございしますが、その当時の経緯、これはいわゆる宮内庁法による皇室関係の国家事務という中にはちよつと入りかねますけれども、しかしながら、御親戚関係の関連の事項というので、これを関係の方にいろいろ事情を聞いておるやうなことはやつておつたことはございします。しかし、何分古いことではございしますし、なお、最近はどういふやうな元皇族さんの関係では全然タッチしてないかといふと、御親戚の關係でもございしますし、現在の皇族の事務官のほかに、元皇族の前の事務官で、今もある程度世話しておられるやうな方が、月一回、宮内庁の秘書課の方で世話しておられますけれども、集まつていろいろこの相談をしておるわけでありまして。そういう場合には、差しつかえない範囲でわれわれが心を配つてあげられるやうな場合には心を配つてあげるといふふうにはいたしております。

○山本伊三郎君 権限上の争いになるのですが、やはりそういうものを一つ明らかにしておいていただきたいと思ふのです。これは皇族のいわゆる土地でなかつたのですが、この間皇居を視察した際に、テイト・ホテルですか、皇居の一部分であつたところも、知らない間にだれかの私有地になつて、今度また建てかへることになつておる、その経緯もわからない、こういうのですね。これはまあ皇族の要するに土地でなかつたのです。皇居の一部分であつたけれども、あの終戦のどきさで所有主が転々として、いつのまにか私有地になつておる、こういうことを聞いておるのですが、この点の経緯はどうなんでしょうか。

○政府委員(瓜生順良君) テイト・ホテルの場合、元宮内省の帝室林野局なんかいた建物であつた所ですが、終戦後これは宮内省を離れて、あるいは駐留軍の方で接収して、駐留軍の将兵の宿泊所にしておりました。その後駐留軍がそれを使う必要がなくなつてこれを解除したのですが、これはたしか大蔵省の方の普通財産が何かになつていたのじゃないかと私は思うのですが、なお、その後どういふふうになつたかといふやうなことは、あるいは大蔵省の方を通じて聞いてみるとわかるかと思ひますが、宮内省の所管は、一応終戦からあと切れておるものですが、ちよつと詳しい点はわかりませんが、しかし、ある程度のことでは聞いております。

○山本伊三郎君 この点は総理府はどうなんですか。もちろん終戦当時の問題ですから、今直ちにそれをどうなつておるといふことを藤枝総務長官に尋ねるのは無理だと思ひますが、今、次長が言われましたやうに、大蔵省の所

管になつて、要するに国有地に移管されたといふことはわかるのですが、その後どういふ工合にあらが転々としたかといふことは、もちろん次に大蔵省を呼んでこの点は明らかにしたいのですが、総理府ではそういうことは全然タッチしておらなかつたのですか、そういうことは御存じないか、これを一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(藤枝果介君) 今の点は、総理府としては全然タッチしておらないのでございまして、ただいま宮内庁次長がお答え申し上げたやうに、終戦後国有財産の方になつたはずでございまして、大蔵省の方を調べればわかると思ひます。

○山本伊三郎君 それでは私の方から手続して、大蔵大臣なり、あるいはその関係者を呼びますけれども、総理府からも、やはり一つの管轄のことです。それから、あなたの方からも一つ調べていただきたいと思ひます。次回に大蔵大臣をできれば呼んで、この点は一はつきりとしておきたい。

なお、その前に申し上げました旧皇族の方の私有財産処分についても、これは私悪意で言つておるのじゃないのです。皇族がどういふことになつて、皇族の中では一番酷になつたんですが、非常に苦しんでおる人もあるやうに聞いておるのです。そういうことが天皇の親戚として、これは人間としてやはり何か心配があると思ふのです。従つて、そういう点は宮内庁では職権以外であるけれども、そういう点を十分やはり見て、正當な処分をされておるといふなら、これは別の問題がありますけれども、非常に私の聞く範囲では、あの当時のどきさで

ございますから、たとえばこれは私は信憑性は知りません。知りませんが、金を少し貸して、そして抵当に取ってそのまま自分のふところに入れたというようにも聞いておるのです。こういうものは、私は信憑性は、真か偽であるかわかりませんが、そういうものが流布することは、将来皇室の財産を管理する宮内庁としても、心しておくべき問題でなからうかと思うのです。従って、この点は職権としては調べられぬか知りませんが、この点は一つ調べて、この次に、できればどういう経過で移されていったか、今の所有主にいったか、こういう点を一つできる範囲で宮内庁の方で調べていただきたいと思う。この点はどうでしょう。

私そこにあると思うのです。従って、この点は一つできればそういう点も聞きになって、国会で正式にやるということとははばかる点もあるかもしれないが、やはりそういう点は明らかにしておいた方が、今後皇室財産の管理について、宮内庁としても、国民に対してこうなんだという点が明らかにされると思いますので、この点は強く希望しておきたい。その点はどうでしょう。

目には余るとは申しませんが、相当嚴重な警備をしておる点があるのですが、この点宮内庁としてどう考えておられるか、この点を一つ伺いたい。

答弁願いたい。

○政府委員(藤枝泉介君) 天皇あるいは皇族の方々の警備につきまして、もちろん今御指摘のように、治安当局、警察当局は、落ち度があつたら大へんだというふうなことで、普通常識に考える以上のことをやるのが間々あるかと存じます。しかし、これはただいま宮内庁次長がお答え申し上げたように、天皇御自身、あるいは宮内庁としての本意ではございません。そういう意味におきましては、警察側に対して十分その点を了解してもらいまして、必要の最小限度にとどめるように、そして国民と天皇をあまり隔てるような感じの残らないようにということは今後努めていかなければならぬと存じておりますので、その辺は十分警察とも連絡をいたしたいと存じます。

いくと思う。やはり親しみを持った尊敬ということが象徴天皇の私は真髓であらうと思うのですが、この点は宮内庁はもちろんのこと、総理府の方でも十分考えてもらいたいと思うのですが、この点はどうですか。

○政府委員(瓜生順良君) これは直接公務として調べができるかどうか、ちよつと自信はございません。自信はちよつとありませんので、その点はよく調べますが、まあわかる範囲のことであれば、われわれも心がけてはおりますから、差しつかえないことである範囲のことは、これは調べてみたいと思います。まあどこが気になるか、実際問題としてわからないかと思うのですけれども。

○山本伊三郎君 それはもう都内のおもだったところだけのことです。まあ一つわかれば、これはもう大体そのケースは同じようにやっておるのですから、わかるかと思うのです。なお、実はこれは法務省関係調べれば、登記所関係調べれば、移転した経路はずつと私わかつておるのです。その移転する際のいろいろ取引の状態というものは登記所ではわからない。問題は

○山本伊三郎君 それから、もう一つ関連性の問題で、これはまあ正式の場所ではないが、瓜生次長にも若干お話をしたので、いつかの新聞に出ておりました。天皇の旅行される際に、国鉄が必要以上に気を使つてもらなかつてもいいという宮内庁の意見が出ておるのですが、私はその趣旨は賛成です。ただ現在、終戦直後憲法が變つて象徴天皇となつた當時は、私は非常に變つたように思つたのですが、年を経るたびに、やはり地方に行かれると、警備状態が昔のようなく、全く一般国民と遮断するような警備状態が見受けられるのです。で、これはもちろん宮内庁の趣旨ではないと思ひますけれども、これでせつかくの宮内庁の趣旨が一般地方の国民全体には通じない、こういう点があるかと思うのですが、この前の新聞で私拝見すると、国鉄に対するあまり行き過ぎの配慮は遠慮してもらつた方がよいということも思つておりました。警備の点についても、

○山本伊三郎君 点については、昔からの一つの習慣と申しますか、何か事あると、その府県の警察関係の責任だ、また、知事もお伺いを立てなくちゃならぬという、そういう慣習的な考え方は私はまだあるのじゃないかと思う。従つて、自分の職務の落ち度のないやうにということ、必要以上にやられた点が相当あると思う。この点は宮内庁でそう言われたいという意向だけでもつて警察権をどうするということ権限はないのですから、この点は総理府はどうですか。まあ直接関係はないけれども、総理府は全部の官庁の総括をしておるところですから、警察に対してどういう考え方であるか、一つ総理大臣にかわつて御

○山本伊三郎君 この点は私いろいろ感じる点があつて質問しておるのですが、十分これはやはり心しなくちゃならぬと思うのです。知らず知らずの間、ある程度一つの象徴天皇として尊敬するといふ考え方が、それが一つの不幸な結果に終わつていくやうな、逆行といふことがあつては私はいけません。この点、天皇のそういう一つの行動によつて、国民の考え方が、私はむしろ反感を呼ぶやうになつてはいけないという心配がある。時代が徐々に移つてきておりますから、この点は、これは単に宮内庁の皆さん方だけじゃない、われわれも十分考えなくちゃいけない。おそれ、恐懼といふことを昔は申しましたが、それで私は今後の象徴天皇としての立場は失われて

いろ私はそういう気分が出てこないのです。こういう点、やはり側近におられる皆様方のいわゆる介添えと申しますか、そういうものが私は必要ではなからうかと思えます。私は大胆に言っているのです。こういうことは言にくいことでありますけれども、やはりそういう点を側近の皆さん方が認識し

ないといけないと思います。知らず知らずのうちにその空気の中で育つとそうなってくる。私は皇居へ行きましても、皆さん方の関係している職員の方たちの一つ言わない、ただもうドアを開けてそとやるだけで、こちらの方も何となしに森閑とした気分になって親しみがわかないのですね。私は

ちよつと行儀の悪い方ですから、非常にもう気がねするのですけれども、そういう点がやはり一つの統合的な象徴の天皇として今後御必要ではなからうかと思いますが、この点はどうですか。

○政府委員(瓜生順良) 従前からやっておりますので改めて余地がないというふうには考えておりませんので、われわれの方でも大いに反省をしながら、一そう國民との親しさを増すように、お世話する立場の者も考え

なければいけないと思っております。いろいろな御意見の点も十分一つ頭に入られて今後の問題を考えていきたいと思ひます。

○山本伊三郎君 それじゃ、そういう点につきましては、私の質問の大体の意向はわかつていただけたと思うのですが、その点は一つ皆さん方にお願ひしてお

きます。私の言わんとするところは十分おわかりになったと思うのです。

○鶴園哲夫君 皇室用財産一覧表というのを、これは内閣調査室の方で出し

たのらうと思ひますが、で、十五カ所あるわけでありすが、七百八十七万坪、この皇居、赤坂御用地、これは別として、あとの方の常盤松御用地以下の——皇居と赤坂御用地、それから正倉院、陵墓、これは別でございすが、それ以外の所の土地並びに建坪はわかるのでありますが、これは一体どういふような所に常時人がいらつしやるのか、それから、どういふふう利用なさつていらつしやるのか、承りたいと思ひます。何ならあとで資料でいただいてもけっこうだと思ひますが。

それからもう一つ、下総の御料牧場、これはきのう伺ひましたが、これは一体、私、見まして、皇居としてあるいは皇室として、ああいう牧場を経営しなければならぬという理由、これがどうもきのう伺つた範囲では、なかなか薄弱なように思ひます、理由が、そこで、下総の御料牧場を経営しなければならぬ積極的な理由というものと、先ほど申し上げました諸点について、資料でよろしゅうございすが、あとでいただきたいと思います。

○政府委員(瓜生順良君) 資料といひますと、何か別に使用状況を書いたような書類でほしいという御要望でございしょうか。ここで御説明をするのは……

○鶴岡哲夫君 説明していただければよろしいです。

○政府委員(瓜生順良君) では、ここでおかる範囲で御説明申し上げます。この常盤松の御用地、これは昨年東宮御所が新築されるまで、皇太子殿下が仮御所としてお使いになつていた所です。その前は、これは元の東伏見邸

であつたわけですが、皇太子殿下がお入りになる前には、一時皇族の会館的な用に、お集まりの場所用に使われておつたこともありましたが、郊外の方の皇太子殿下の御殿が焼けまして、皇太子殿下がそこにお入りになつた。その後、東宮御所がございすが、あそこはあつておるわけではございすが、しかし、義宮様も今は皇居の中におられますけれども、あの位置は、宮殿を造営する場合には、こゝすなれば皇居をお出になつた方がよろしい。そういう場合に、一時的に常盤松の御用地をお使いになつたらどうかというふうにお考へて、現在は職員が一人あそこにおりまして管理をしておる程度でございします。

それから高輪南町の御用地の方は、これはちょうど品川駅前でございすが、これは終戦のころまでは、よく皇族の方で師団長になられた方——朝香宮さんなんかも入られたし、その前に竹田宮さんが入られたこともあります。そういう方が東京に帰つてこられる場合、そういう場合にお屋敷として使われたという所でございます。

で、終戦のころには、東久邇さんが借りてあそこに入つておられました。特に、東久邇成子様はもとこの昭宮様で、陛下のお子様であるというので、ちょうどあのころは占領軍のいる、やかましいときでしたが、そういう方が皇室用の財産に入られるのはいいというふうに入つておられました。今はお年寄りの方の東久邇さん御夫妻がおられます。お若い方の方は現在柿木坂の方に越えただけで、皇室の大御所御親戚でもあるし、あそこ御用地

の問題については、これを皇室用財産を解除して払い下げてもらいたいなどという話もいろいろありますけれども、そういう場合、先ほど山本先生もおつしやうに、いろいろ問題もあるもので、そう簡単に考えられないし、特に今は東久邇さんもおいでになることでもありますので、そのまゝにいたしておきます。ここには現在、古い建物であります、利用のできる所がありますので、宮内庁の職員が数家族公務員宿舎として住んでおります。なお、葉山の御用地は、先ほど申し上げましたので、省略させていただきます。

那須の御用地は、主として、これは暑い夏のころ両陛下がおいでになりまして、そしてあそこで御静養になり、裏山は相当いろいろ変わった種類の植物の採取なんかをなさつたりして御静養され、また御研究もされておられるわけでありまして。また那須の御用地には付属邸というのがあります、そこは、多分こゝとは皇太子殿下、妃殿下あるいは浩宮さんあたりもおいでになるかと思ひます。そういうような暑い時期における御別邸として使われているのであります。もちろん、暑い日じやない五月ごろおいでになることも、ときによつてありますが、これはたまにそういうことがあるだけであります。

それから沼津の御用地、沼津の御用地はこれこそ二、三年は両陛下も皇太子殿下あたりもお出かけになつておられます。義宮さんが水泳なんかに行かれて、学習院の生徒と一緒に行かれた際に、ちよつと利用されたことはありますけれども、最近あまり御利用になつておりません。建物も、ごろんの方は御存じかと思ひますが、相当荒れております。なお海岸の方は海の水がぐんぐん来るものですから、少しづつ浸食されてくるというような所で、現在これについては、すぐにはどうするということもありませんが、まあ海水浴なんかされる場所としてはこの場所はいいものであるから、あるいは浩宮さんでも大きくなつた場合にでも、こういう所を御利用になられるということも考えられるのじやないかと思ひます。まあ研究問題の御用地であると存じております。

それから下総の御料牧場、昨日から伺ひいただきまして、まあ皇室用として経営している、皇室が経営しておられる、皇室が持つてゐるというものではございせん。まあ国有財産であるが、これを皇室の用に供するようになつてゐるということでありまして、これは明治十八年から、その当時は皇室財産で皇室のものでありましたが、終戦後は、皇室のものでなくして国有財産として皇室用に供する、で、終戦のころには、この広さも以前の皇室財産のころに比較いたしますと、三分の一に縮小になつて、周囲の土地もずっと開放されて必要な最小範囲というところで御料をされてゐる。皇室の方では、あそこから供出せられます乗馬あるいは鞍馬、これを使うわけでありすが、皇室の方では必要な乗馬、これはまあ一年に一、二頭ぐらいずつ補給してゐる、乗馬は現在全部で十八頭おりますけれども、馬というのは、大体ほんとうの稼働年数は十年ぐらいですから、ですから一、二頭の補給がいいのだ。

で、そういう馬をあすこで作る。で、ほんとにまあ皇室用に適格なものをそこで作つていくというのと、ほかから買う場合は、ほんとに適格なものがない。ほんとに適格なものはべらぼうに高いというふうなこともありますし、そういうものをあすこで作つていくということが、ときによつては円滑にいくし、場合によつては経済的な場合もあるということがあるわけでありまして。それから鞍馬の方、つまり馬車を引くところの馬であります、これはいろいろ儀式その他で馬車をいろいろ使つておられますから、馬車を引く馬は二十頭ですか、これも毎年まあ二頭ぐらいの補給が必要なのですが、特に鞍馬の關係は、最近なかなかいい鞍馬を手に入れるのがむづかしいのです。私はほんとうの専門家でないのでわかりませんが、でも、だんだんああいう馬車を引くような馬があまりおりませんものだから、そういうような關係で適格な馬を得るようになつてゐるわけでありまして。それにしても、なにかと要らぬじやないかというお考え方もあるのですが、技術者に聞きますと、馬は、あそここの種馬が十頭いるとすると、それが妊娠率はおよそ八割、その八割の、八頭になりまして、その生まれたうちの雄と雌が半分ぐらゐづつになるわけですから、そうすると、ほんとに使うのは雄の方であります、雌の方はこれは払い下げになつていく。そうするとあと四頭あるいは三頭ぐらゐ残る。その中から二頭ぐらゐとる。適格でないのは一般に払い下げる。払い下げる収入は、先ほど申しました千七百万の収入の中にさう

いうものも入っているわけでありすが、適格のものだけ残して、そのほかは払い下げるというような形で、それによって適格なものを確保していく。その他皇室でいろいろ外国のお客なり国内のお客を招かれて、御陪食あるいは午宴会、晩宴会あるいは夜会あるいは園遊会、いろいろなことをなさいます。そういうときに必要なものをあそこで作ったものを持ってきて使っているわけでありまして、外国のお客なんかでは、ときによってはあるいはおせじかもしませんが、なかなか材料がいいということ、ほめてくれるというふうなこともよくございまして、そういうふうな意味で、また、お客の中でも、皇室用財産の御料牧場でできたものなど出して、同じようなものでもあつても、あるいはまた受ける感じがいいのではないかと、うなことを思うことがございます。そういうふうな効果をお客からの生産品を利用される場合に上げているわけでございます。そういうふうなことがございまして、皇室用として必要最小限度に縮小してお持ちになって——お持ちというよりも、固有財産を皇室用財産として管理していくということに意義が私はあると思つてゐるわけでございます。

それからその次の新浜御場、埼玉御場、これはカモ猟をする場所でありまして、これも外国の大使並びにその館員、それから国内の方もこれは陛下がお招きになつてカモ猟をされるわけですが、なほ、こゝも、宮中のいろいろな行事に必要なカモの肉をここでとつたのをよく使つております。宴会などでこのカモを使つております。

それから、ときによると、賜わりというふうな形で使われたりしているわけでありまして。陛下の御招待によるカモ猟という接待用の点と、なほ、そこからとれるものがいろいろの行事に使われているという点とあります。

それから京都御所、京都御所は、これは両陛下が直接お使いになるという点では、京都御所の一部の大宮御所、あの方面に御旅行のときにお泊まりになることがございます。それから外国の元首級のお客が見えまして、大宮御所を宿に提供してお泊めするというふうなことに使われることがございまして、なほ、これは研究問題ですが、以前は、代がわりの際の即位の礼が京都御所で行なわれておつた。将来どうなりませうか、これは研究問題ですけれども、そういうような場合にも使われる場合がある。その他は一応重要な文化財として保存されて、多数の方の参観に供しているわけでありまして。

修学院離宮、これもいろいろ外国のお客が見えた場合に、こういう所へ案内をして接待用にするという以外は、これは重要な文化財的なもので、皇室が昔から持つていたもので、現在は固有財産ですが、皇室用として管理をして、外国の人の接待、国内の人の接待のときには重要なものだから、それを従前のなれてゐる宮内庁で管理しているというふうな形をとつております。

桂離宮もこの修学院離宮と同じような趣旨であります。

正倉院、これはわかっているとおりやいましたので省略いたします。

その次は陵墓、陵墓は、これは全国に数百カ所にあります。御陵のほかに皇族のお墓がありますが、これは合したもので、要するに御先祖のお墓でありまして、これも人によると、そういうお墓は皇室の私有財産かと思つたがそうじゃないのかとおつしやる方もございまして、これも固有財産で、これが皇室用として供されるといふ形になつてゐるわけでありまして。

それからもう一つ下総の御料牧場は、先ほど申し上げましたので、省略いたします。

以上でございます。

○伊藤頼道君 この前も内廷費の費途について次長にお伺いしたわけですが、その際、所得税については年額どのくらいかという点に対しては、数十万というお答えがあつたわけですね。そこで何万何千というお答えがあれば別に不思議も持たなかつたわけですが、所得税法を見ますと、第六条に「あるわけですね。左に掲げる所得については、所得税を課さない」、その第一号に「皇室経済法第四第一項及び第六第一項の規定により受ける給付」と。そこで皇室経済法を見ますと、内廷費については課税の対象とお伺いするわけですが、年額どのくらいかというお尋ねに対して、数十万円である。数十万というもおかしいのですけれども、三十四年度は数十万、何十何万何千とお答えになつたらしかるべきであつたと思ふんですが、そこでどういふことですか。所得税法第六條では、税を課さないとはつきり明確になつておるわけですね。ところが、実際には数十万円払つておられる。これはどういふことなんでしょうか。

○政府委員(瓜生順良君) 内廷費としてお受けになる収入には所得税はかかりませんのであります。しかし、不時の用に供するに幾らか貯金をされて、それで貯金利息とか債券の収入なんかありますと、そういうものについて税金がかかるのであります。三十四年度は、ここにありますから言いますと、四十一万八千円でございます。

○伊藤頼道君 そうしますと、所得税は第六第一項によつて、内廷費には税はかかりませんというところは、その通りになつておるわけですね。ただし、陛下のいわゆる私有財産ですか、そういうものについてはこれは課税の対象となつて三十四年度四十何万何千が、と、そういうふうにご了解していいですか。

○政府委員(瓜生順良君) さうでございます。

○田畑金光君 内廷費についてですが、内外における御交際の経費の増加というところが今回の増額の理由になつておるわけ、この数年間の外国からの元首や、これに準ずる方々の訪問等を見れば確かにそうだと思ひますが、ことし外国の方から元首等の来訪というのが予定されておるかどうか。それから、そこに関連して内廷費でそのような場合は出さうか、あるいは宮廷費で出すのか、その辺の区別がどうなつておるか承りたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 今年度元首級の方でお見えになるの比較的はつきりしてゐるのは、南米のペルーの大統領がたしか五月に見える。それから先のことろははつきりいたしません。毎年どなたか見えておられます。多いときは多いのですが、少なくとも一、二名の方は最近は見えておるようです。それから、そういう場合の内廷費と宮廷費の使用の区分ですが、そういう場合に、晩宴会をなさつたり、あるいはそういう方のために宿舎を提供されたり、あるいは京都で宿を提供されて案内されたようなそういうような経費は、これは原則として宮廷費でございます。内廷費ではございません。内廷費でそういう場合にしますものは、いろいろ御にお出ましの場合の御服装をととのえられる、そういうような場合、これは内廷費、それからおみやげの中で、公式にお出しになるもの以外に、私的にごく手軽に、こういうもの、特別に心をこめてお出しになるものは、宮廷費ですが、内廷費の方から幾分か支出があるわけでありまして。

○田畑金光君 外国の元首が見えられた場合に、陛下や皇太子が、あるいはまた総理大臣も羽田の飛行場に迎えられますね。この間見えたときは、パキスタンのアユブ・カーン大統領が来られたとき、私たちテレビで見えておりました、最近問題となつておる儀仗兵の関兵というのか、その際、結局、陛下も総理大臣も同行されないで、儀仗隊の指揮官が外国の元首を案内して歩いておる、こういうふうなことは、非常にわれわれとしては何かしら不自然な感じを受けるわけですが、単なるあれは儀式じゃなからうかと、こう見ておられますけれども、ところが、あの儀式にすぎないことがなつかつ終戦後今日まで続いておる。不自然なままに來ておるわけ、ああいう場合においては、もつと自然な形に、あるいは陛下なり、あるいは総理大臣が一緒に案内されて儀仗兵の関兵をやるということ、これは単なる儀式じゃない

三億九千五百万のうちのたしか三億五百万円ぐらいはそういうような経費に

なると思います。で、あとの経費、これがまあ報償費ですとか、謝金ですとか、それから御旅行になるときの経費とか、そういうようなことで、御活動費というのは、その中のたしか三千八百万円くらいでございます。あとはこの財産の維持管理、それから今度の吹上のお住まいを作るといふような経費だとか、そういうような皇室用財産の維持管理、設営の経費の関係が大部分を占めておられるわけです。

○田畑金光君 この内廷使用人の中で二十五名ありますが、内掌典というのはどんな仕事をなさる方ですか。

○政府委員(瓜生順良君) 内掌典といひますのは、掌典の補助をされるわけですから、これは御婦人でありまして、そして宮中三殿のあそこ実際泊まりをされておられて、毎日のお供えをされるとか、そのお祭りの準備の關係のことをなさるとか、この方は全部あそこ生活をしておられる、そして奉仕をしておられる、そして掌典の補助をされておられるということでございます。

○田畑金光君 何かみこさんみたいなものですか。

○政府委員(瓜生順良君) みこさんのように鈴を持ったり、そういうこと、鈴もあります、陛下が御参拜になります際に、この神前で鈴を振ることも内掌典の仕事の一つでございます。

○田畑金光君 こういうむつかしい言葉、名称で、まあ昔からあるんですけれども、もっとこういふようなところはわかりやすいような言葉で表わすような努力こそ大事じゃないでしょうか。さっきの榮譽札を受けるのにも大へん気を使って心配をされておられる

すが、われわれの方から見ると、ああいう儀式なんかのことは儀式として済まされても一向お差しつかえないような感じがするし、むしろ内掌典とか掌典——雑使といふのは、下に女中と書いてあるのだからわかりますけれども、こういうような言葉なんか少し民主化されたらどうですか、どうお考えになりますか。

○政府委員(瓜生順良君) この用語の問題、宮廷で昔からの特殊の用語がある、非常にわかりにくいから直したらどうかと、ときどき拜聴することがあるのですけれども、しかし、神事の關係の昔からずっと伝統でなされておられるので、しかも、一般の国民との接觸面もありない、この中におられて奉仕しておられるわけですから、やはりまあ伝統的な名称で一般の方が不自由される、不便されるというようなこともないものですから、しかも、その伝統的な名称があることによつてかえつてずっと仕事についての昔からの記録を読む場合に、そういう名前が載つていけば、それはこういうことだと、かえつてわかりやすいというふうなことがあつて、伝統的に継承されておられるわけですが、しかしながら、仕事によつては、外部との接觸の多い、なるべくこれは改めようというのでは、われわれも考へておるわけです。

○田畑金光君 国民と直接關係ないとお話になつても、国民の代表であるわれわれが皇室予算を審議するについても、ちよつと内容がこれではわかりにくいことで、いろいろ關係もあることですから、もっと名称は平易に一つ将来お直しなさるような検討をなさ

たらどうか、こう思ふんです。

生物学研究所の助手は三名いらっしゃるそうですが、こういう人がたはどの程度の経歴の人がたであり、あるいはどの程度の待遇なんかやつておられるのか、承りたいと思ふんですが。

○政府委員(瓜生順良君) この助手の方は富山という方、吉田という方、それからそのほかもう一人製図の要員もおられる。富山、吉田さんというのは、これは相當な学者の方で、製図要員の方は、これもやはり大学を出た方な方。で、一カ月の給与額が、まあ富山さんあたりは常勤ではありませんが、安いわけですけれども、この三人の方の一月の平均給与は七千三百三十三円となつておりますけれども、これは非常勤の方なものですから安いのです。

○田畑金光君 非常勤の方々という、何かばかに本職持つておられる方ですか。

○政府委員(瓜生順良君) 大学の先生をしておられます。

○田畑金光君 大学の先生が生物学の助手としていろいろ陛下の研究の補助をなさつておられると、こういうことですか。

○政府委員(瓜生順良君) さようでございませう。

○田畑金光君 今、皇族の方々の中で、實際仕事を、あるいは職業といつた方がいかどうかわかりませんが、職業を持つておられる方、給与を得る職業を持つておられる方というのはどうなつてますか。

が、まあ片手間になさつてゐる、いろいろな協会の總裁をなさつてゐるか、まあ各宮さんいろいろな協会の總裁をなさつてゐます。なお三笠宮さんが女子大学の講師をなさつてゐますが、これもいわゆる教授とか助教授とかいうのでなくて、講師でございまして、本職の先生でございせんので、まあ片手間のような形でございませう。

○田畑金光君 まあ外国でもいろんな王室とか王家等があるようにすけれども、外国でもやはり日本の今の皇族の生活と同じようなことをやつておられるわけですか。たとえば、今も質問したように、何かやはりその人が希望される、あるいはまあ一つ情熱を傾けるようなお仕事等を選んでやつてゐるというふうな事例等が外国の場合あるのかどうかです。

○政府委員(瓜生順良君) 外国の場合で、皇族が特別の研究をなさつてゐると、しかしながら、趣味でなさつてゐるといふような關係、特に大学の教授をやられるとかいふようなものはちよつと今聞いておりませんが、しかし、デンマークの皇族で国際航空会社の重役を、取締役をしてゐる方が、日本へその重役の資格で飛んできたことがあります。そういう例は聞いております。

○田畑金光君 義宮さんは幾つになられたのですか。

○政府委員(瓜生順良君) 満二十五才でございます。

○田畑金光君 今何を勉強やつておられるのですか。

○政府委員(瓜生順良君) 動物学の研究をしておられます。東大の動物学研究室へ毎日お通ひになつて、動物学の

研究をしておられます。

○田畑金光君 まあ義宮さんも当然近く結婚なさるんだと思ふんですが、この内廷費増額の理由を見ますと、「皇太子殿下の御結婚、親王殿下の御誕生に伴う経費の増大」等々と、こう入つておりますが、皇太子殿下の御結婚はずつと前、何年前だか、昭和三十四年じゃなかったでしょうか。もつともこれは昭和三十三年から内廷費がずつと同じ額だったので、今度引き上げられるといふことだと思ふのですが、この点は義宮さんの結婚式の費用なんといふことも考へておられるのですか。

○政府委員(瓜生順良君) 今度の増額の場合に、特に強くそれを考へてはございませうが、しかし、内廷費で、やはり数年前から義宮さんが結婚されれば一時にある程度経費が要するといふので、幾らかずつ節約して残された分を貯金しておられるわけでありませう。そういうふうなのが充てられるといふことは考へられます。従つて、幾分はこの中にも含んでゐるということはいへばいえると思ひます。

○田畑金光君 そうすると、年内に結婚されるとか、来年結婚されるとか、そういうあれは今のところないのですか。

○政府委員(瓜生順良君) 現在のところは、満二十五才にもなられたのでございませうが、まあ御結婚の相手の方、適当な方がないかといふ調査の段階でございまして、まだそれはいつかというふうなはっきりしためではございませうが、しかしながら、まあお年も年ですから、二、三年のうちに御結婚になるのが適當であらうと存じて、鋭意調査をし、いろいろな心を配つてお

この請願の趣旨は、第一一八八号と同じである。

第二二七九号 昭和三十六年三月二十二日受理

元南満洲鉄道の職員に関する恩給法の特例制定に関する請願

請願者 東京都北多摩郡小平町

一、二四二 安部慎一

紹介議員 伊藤 顕道君
この請願の趣旨は、第一一八八号と同じである。

第一一九三三号 昭和三十六年三月十七日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願（三）

請願者 岩手県盛岡市上田中堰

七七ノ二 釜崎時保外

二名

紹介議員 小笠原二三男君

昨年十二月二十七日に出された寒冷地給与は正のための薪炭手当、寒冷地級の増額並びに一部手直しの人事院勧告は、全国の寒冷雪積地域に勤務する者の真の要求である寒冷地手当支給率の引上げについて一顧だにしてい

ないばかりでなく、去る第三十四回国会において付せられた附帯決議の趣旨にも反しており、まことに遺憾であるから、今後さらに実情を掌握の上、寒冷地手当の支給率を百パーセントに引き上げるよう、法律を改正せられたいとの請願。

第一一九四号 昭和三十六年三月十七日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願（二）

（通）

請願者 長野市栗田四三 本井

孝道外一名

紹介議員 羽生 三七君

現行寒冷地手当は寒冷の気象条件により増高する燃料費、食糧費、被服費、住居費等を昭和二十七年における調査価格を使用しその支給額を算出したものである。従つてその後の生活費の増高と全国有数の寒冷積雪地である長野県に在住する公務員に支給される寒冷地手当は実情にそなわないうきわめて不合理なものであるから、今国会においてぜひとも是正措置を講じ各級地ともそれぞれ引き上げられたいとの請願。

第一一九五号 昭和三十六年三月十七日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願（七）

請願者 新潟市浜田中町五、一

七九 松尾ヒサ外六名

紹介議員 清澤 俊英君

この請願の趣旨は、第一一九三三号と同じである。

第一一九六号 昭和三十六年三月十七日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願（九）

請願者 新潟市流作場神明町

宮島友四郎外八名

紹介議員 小林 孝平君

この請願の趣旨は、第一一九三三号と同じである。

第一一九七号 昭和三十六年三月十七日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願（九）

（通）

請願者 新潟市窪田町二ノ二

八 宮崎和昭外八名

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第一一九三三号と同じである。

第一一九九号 昭和三十六年三月十八日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願（四）

請願者 長野市若里字鉢ヶ窪

梅本英子外三名

紹介議員 野溝 勝君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二二一五号 昭和三十六年三月二十日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願（二）

請願者 長野県大町市常盤区清水

勝野定男外一名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二二一六号 昭和三十六年三月二十日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願（二）

請願者 長野県大町市大字大町

四、七一一 大村忠緒

紹介議員 小山邦太郎君

この趣旨の請願は、第一一九四号と同じである。

第二二一七号 昭和三十六年三月

二十日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願（二）

請願者 長野県大町市大字大町

五、七四三ノ一 青木

宏吉外一名

紹介議員 勝俣 稔君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二二一八号 昭和三十六年三月二十日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願（十）

請願者 山形県長井市平山一、

一二五 菊地嘉内外九

名

紹介議員 村山 道雄君

現行寒冷地手当は最高五級地で本俸及び扶養手当の合算額の百分の八十になつており、寒冷地帯の気象条件によつて増高する燃料費、食糧費、被服費、住居費等を基本として昭和二十七年において調査した価格をもつて級地別の支給を算出したものである。昭和二十七年以降現在まで政治統計を使用して人事院が採用している現行支給区分決定の構成、品目、価格を見ると相当上昇を示しており、これらの騰貴率をもつて当時から現在に修正し級地別の支給額を算出すると五級地で約百三十パーセントは必要価格であり、又昨年十月公務員が増額されたにもかかわらず現行寒冷地手当は約六十パーセントの低い割合になつてゐるから、五級地百分の八十を百分の百に、四級地百分の六十を百分の八十に、三級地百分の四十を百分の六十に、二級地百分の三十を百分の四十に、一級地百分の十五を

百分の二十に、それぞれ改正せられたいとの請願。

第二二五〇号 昭和三十六年三月二十日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願（二）

請願者 長野県諏訪市井天町諏訪実業高等学校内 山

田和雄外一名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二二五一号 昭和三十六年三月二十日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願（四）

請願者 岩手県盛岡市上田中堰

七七ノ二 全専売労働組

合盛岡支部内 佐々木

ヨシ外三名

紹介議員 小笠原二三男君

この請願の趣旨は、第一一九三三号と同じである。

第二二五二号 昭和三十六年三月二十日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願（四）

請願者 長野県岡谷市湊三、六

二九 小口慶一外三名

紹介議員 野溝 勝君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第二二五三号 昭和三十六年三月二十日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願（六）

この請願の趣旨は、第一二一四号と同じである。

第一三三六号 昭和三十六年三月二十三日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(五通)

請願者 北海道稚内市日吉通一

丁目 三浦政美外四名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一二一四号と同じである。

第一三三七号 昭和三十六年三月二十三日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(十一通)

請願者 札幌市菊水北町九丁目

大久保利江子外十名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一二一四号と同じである。

第一三三八号 昭和三十六年三月二十三日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(十四通)

請願者 札幌市北五条西二十丁目

菅原嵩三外十三名

紹介議員 千葉 信君

この請願の趣旨は、第一二一四号と同じである。

第一二二七号 昭和三十六年三月二十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡栗山村黒部 渡辺正一外二十五

名 紹介議員 松本治一郎君

建設省においては、現在定員不足のため、業務並びに工事遂行上、定員内職員と同一の職務内容と責任をもち、しかも長期に継続勤務を行なっている常勤勤務者三千八百八十一名と常勤的非

常勤職員一万三千五百五十八名を雇用しているが、これらの職員の身分を保障し、責任ある職務遂行がなされるよう、定員法に基づく定数を三万六千三百十一名に改正せられたいとの請願。

第一二二八号 昭和三十六年三月二十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡藤原町川

治 藤川渡外二十名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第一二二九号 昭和三十六年三月二十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市戸祭町

一、〇六八 中田公平

外十九名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第一二三〇号 昭和三十六年三月二十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡栗山村川

侯 小松早子外十四名

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第一二二一〇号 昭和三十六年三月二十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡栗山村川

侯 二二一 大高三郎外二十五名

吉田 法晴君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第一二二二〇号 昭和三十六年三月二十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡藤原町高

徳一、〇〇七 坂松太郎外十七名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第一二二三〇号 昭和三十六年三月二十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 栃木県今市春日町二

ノ五四五建設省官舎内

加藤鉄義外二十七名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第一二三四号 昭和三十六年三月

二十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市中河原

町一ノ三七 山上清外九名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第一二三三〇号 昭和三十六年三月二十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡藤原町川

治二二 加藤孝外二十

名 勝君

紹介議員 野澤 勝君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第一二三六号 昭和三十六年三月二十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡藤原町川

治 大津与平外十八名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第一二三七号 昭和三十六年三月二十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡藤原町川

治 小林節子外十二名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

じである。

第一二三三八号 昭和三十六年三月二十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡栗山村川

侯 富樫至外二十名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第一二三九号 昭和三十六年三月二十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡栗山村川

侯 堀江定雄外八名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第一二四〇号 昭和三十六年三月二十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 栃木県今市春日町一

七六 北野谷利男外十七名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第一二四一〇号 昭和三十六年三月二十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡藤原町大字藤原五二〇 斎藤功

外二十七名

紹介議員 米田 勲君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第二二四二号 昭和三十六年三月二十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡栗山村川

侯 吉田和広外十二名

紹介議員 中田 吉雄君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第二二四三号 昭和三十六年三月二十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡藤原町川

治 磯野学外二十四名

紹介議員 安田 敏雄君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第二二四四号 昭和三十六年三月二十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 栃木県今市市瀬川 菊

池利平外二十五名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第二二四五号 昭和三十六年三月二十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願（九通）

請願者 高知県中村市佐岡 北

代茂外四十九名

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第二二四六号 昭和三十六年三月二十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願（二通）

請願者 広島市舟入南町二丁目

益正幸外九十九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第二二四七号 昭和三十六年三月二十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願（二通）

請願者 愛媛県松山市石風呂町

二、一二二 今岡謙治

紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第二二八二号 昭和三十六年三月二十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡栗山村大

字川侯 野沢重雄外十

名

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第二二八三号 昭和三十六年三月二十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

第二二八四号 昭和三十六年三月二十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡藤原町高

原 坪井克子外十三名

紹介議員 藤田 藤太郎君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第二二八五号 昭和三十六年三月二十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡栗山村字

川侯 佐藤年直外十四

名

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第二二八六号 昭和三十六年三月二十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡藤原町川

治 八木沢義広外五名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第二二八七号 昭和三十六年三月二十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡栗山村川

侯 一二二 大日向勝夫

外五名

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第二二八八号 昭和三十六年三月二十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡藤原町川

治 一九一 生海力三外

十一名

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第二二八九号 昭和三十六年三月二十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡栗山村大

字川侯 山口善二郎外

二十五名

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第二二九〇号 昭和三十六年三月二十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡栗山村川

侯 石井守雄外六名

加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第二二九一号 昭和三十六年三月二十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 福島県郡山市愛宕町三

ノ一 尾形光雄外九十

二名

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

高木誠一外五名

紹介議員 辻 政信君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第二二九二号 昭和三十六年三月二十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願（二通）

請願者 福島県郡山市愛宕町三

ノ一 尾形光雄外九十

二名

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第二二九三号 昭和三十六年三月二十三日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願（十六通）

請願者 高知県中村市佐岡 宮

村多美代外百二十五名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第二二九四号 昭和三十六年三月二十三日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願（二十通）

請願者 岡山県西大寺市久保

一、〇七二 山崎悟外

百二十名

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第二二九五号 昭和三十六年三月二十三日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二十四通)

請願者 広島県尾道市山波町二

九 松川正夫外百二十

九名

紹介議員 永野 護君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第一三三三三号 昭和三十六年三月

二十三日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(六十一通)

請願者 千葉県東葛飾郡浦安町

当代島 小泉金之助外

三百六十五名

紹介議員 木島 義夫君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第二三三四号 昭和三十六年三月

二十三日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二十四通)

請願者 宮城県塩釜市宇野田六

四 柿沼正男外四十八

名

紹介議員 大河原 一君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第二三〇七号 昭和三十六年三月

二十二日受理

東富士米軍演習場返還等に関する請願

請願者 静岡県御殿場市萩原四

九七ノ八東富士演習場

地域農民再建連盟内

紹介議員 勝又春一

松永 忠二君

昭和三十六年四月十七日印刷

東富士米軍演習場に関しては、昭和三十四年一月十六日「閣議了解」及び同年六月二十四日東富士演習場地域農民再建連盟と国との間の協定により、(一)全面返還、(二)民生安定策の実施、(三)返還後の自衛隊の使用承認の基本的事項が確認されているのであるが、これらの問題は、一向に具体化せず、ために地元民に深刻な不安を与えているから、すでに決定した国の方針に基づいて、(一)東富士演習場の合衆国からの返還を早期に実現すること、(二)演習場周辺農家の民生安定策として、(イ)開田工事のための水利関係基幹工事の全体的用水計画を促進すること、(ロ)国有地五百六十ヘクタールの解放を年度内に実現すること、(ハ)畜産振興事業に対する特別措置を講ずること、等のすみやかな実施のため格段の配慮をせられたいとの請願。

しないで、すみやかに定員外職員を全員定員化せられたいとの請願。

を期せられたいとの請願。

第一三四九号 昭和三十六年三月

二十三日受理

米軍厚木航空基地離着陸直線コース下住宅の補償移転等に関する請願

請願者 神奈川県大和市上草柳

一、五五六 能味賢次

外四十名

紹介議員 相澤 重明君

神奈川県大和市上草柳一、五五六番地に居住する請願者らの家は、米軍厚木航空基地の着陸帯から北方約千五百メートルの直線コース下にあるため、昭和三十五年、同基地が拡張されて以来ジェット機の騒音、航空機の墜落、異物の落下等による物心両面の被害がじん大なものがあり、同年九月被害の実情を具陳して、全額国庫負担をもって安全地帯への移転措置を政府関係当局へ陳情した。しかるに、政府は、同年十月厚木基地住民の有償移転の範囲を基地着陸帯から千メートル以内と決定したが、このことは、同基地の規模と実情からきわめて不合理かつ、非科学的であるから、具体的に現地調査を行ない請願者らに対し、(一)昭和三十六年度において有償移転ができるようにすると共に、移転については、原状復帰を前提に、代替地に国有地又は公有地を分与すること、(二)移転実現するまでの暫定措置として、(1)特別措置をもつて、当区域を災害常襲地帯とし、国税、地方税を問わず昭和三十

五年六月にそ及して全額免除とすること、(2)病人、妊産婦で療養、保健上必要とする者に対しては、国の負担において病、産院に入院させること等の実現

昭和三十六年四月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局